

新 刊

文

134

宋代仏教社会史研究

叢書

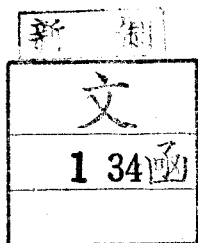
沙

雅

章

宋代佛教社會史研究

竺沙雅章



目次

序言

第一章 宋代売牒考

二九、注一

一、 はしおき

二、 売牒の由来—唐代の進納度僧

三、 売牒の開始

四、 高宗の度牒住売策とその影響

1、 南宋初期の売牒

2、 度牒住売と高宗の見解

3、 売牒停止の効果

4、売牒復詔の要求とその意見

五、売牒の再開

六、度牒の取得方法

七、結び

第二章 寺観の賜額について

二〇、注三

一、はしがき

二、宋初の寺院対策

三、北宋中期の賜額

1、真宗朝

2、嘉祐賜額

3、寿聖寺觀

四、北宋末の崇寧寺觀と南宋の賜額

五、賜額制度の意義

六、おわりに

第三章 宋代墳寺考

一、はしがき

二、墳寺制の起原

三、墳庵及び道教の墳寺

四、墳寺墳庵普及の背景

1、墳寺の特典

第四章

福建の寺院と社会

五、墳庵から墓荘へ

2、徙居の風と墳墓の管理

一、はしかき

二、福建寺院の社会的地位

1、寺院数

2、寺田

3、産錢

三、福建の地方財政と寺院財産

1、寺院に対する賦課

四、

- 2、 実封の慣行
 - 3、 贖賸錢の徴收
 - 4、 常住絶産の没官
- 土木、福祉事業と仏教々団
- 1、 橋梁架設
 - 2、 陂堤構築等
 - 3、 その他の建設事業
 - 4、 橋梁等の管理
 - 5、 平糶倉等の経営
 - 6、 教団使役の意図

- 五、寺院勢力の衰退と元明代の情勢
- 六、おわりに

第五章 喫菜事魔について

二九一、注八一

一、はしかき

二、明教の流伝

三、喫菜事魔の伝播とその取締り

四、喫菜事魔と仏教との関係

五、喫菜事魔理解の変化

六、おわりに

第六章 方臘の乱と喫菜事魔

三三九、注八九

第七章

浙西の道民について

三八八、三九五

- 一、はしがき
 - 二、方臘の乱の史料
 - 三、方臘の乱と宗教の関係
 - 四、方臘の乱と喫菜事魔の関係
 - 五、方臘の乱の社会的背景
- 一、はしがき
 - 二、道民の資料
 - 三、道民と南宋浙西の社会
 - 四、稱呼よりみた道民の性格

五、道民と白雲宗

六、むすび

第八章

元朝の江南支配と白雲宗

四四三、注二三

一、はしがき

二、元朝の江南征服とその宗教政策

三、元朝の白雲宗弾圧

四、白雲宗の行方

序言

(一)

本稿は、宋代を中心として、宗教とくに仏教々団と社会との関係を考察し、中国社会史に占める仏教の地位と役割とを明らかにしようとするものである。

はじめに、中国仏教史上、宋代仏教おこりのよきな位置を占め、なぜ宋代を中心にして研究をすすめるのかを、説明しておかぬはならない。

およそ、紀元前後のうちに中央アジアを通つて中国にはじめて伝来した仏教は、後漢末以来の政治混乱、社会不安のため次第に中国社会に受容され、南北朝時代になると、国家の篤い保護と貴族、知識人層の信奉をえて急速に発展し、隋唐代にいたって全盛期を迎えた。その間に、天台、三論、法相、華嚴などの諸宗派を競いおこつて、それぞれ精緻な教団大系をつくりあげ、一方では実践を重んずるまわめて中国化した禅、浄土等の宗派も勃

興した。こうした仏教の伝播は、中国人の宗教生活に変化をもたらしただばかりではなく、思想、学術、文学、美術など中国文化百般に大きな影響を及ぼしたことは、ここでもあらためて説明するまでもない。この全盛をきわめた唐代仏教も、唐末武宗の会昌廃仏（八四五年）によって大打撃をうけ、堂塔伽藍はつづく宣宗の復教令によってたちまち復旧したか、教
学仏教はふたたびかつての活気を取り戻すことはできなかつた。この点からすれば、中国

仏教は貴族政治とともに興隆し、その没落にともなうて衰退したとみることもでき、また中国中世が仏教全盛の時代であったことは、たゞしも認めるところである。

しかしながら、つづく宋代が仏教衰退の時代であったというわけではない。唐宋間の政治、社会の变革にもなつて、仏教の場合も宋代には唐代と異なる形をとつて隆盛であった。たしかに教団仏教は衰え、天台、華嚴等の教団は宋代にも存続してはいたが、それは

唐代の教説を祖述し訓詁的な注釈を施すのを
事とするものにすぎなかつた。しかしそれに
代わつて、中國化した禪宗と淨土教とが盛行
し、新興の士大夫階級と結んで特権的な地位
を占め、一方では、道教はじめ民間信仰とい
し宗教と習合した仏教信仰が、都市といわが
農村といわが、庶民の間に浸透した。士大夫
の間には排仏論者も少なくはなかつたが、例え
ば、唐の玄宗にはじまる誕節の祝禱、国忌の
行香等は、宋代になると國の年中行事として

定着し、たとい儒教一辺倒で道仏に冷淡な士大夫官僚であつても、その日には仏寺道觀に詣つて齋醮の文を捧げ、道仏の像前に香を焚くことゝか、彼らの職務の一つであつたし、葬送や先祖の追薦でも、大抵は僧尼道士を請じて法会を営み、道仏によらぬければ親戚縁者から親不孝者と非難をうけぬはぬらぬかつたという、仏教加道教とともに、公私の生活のなかに深く浸透していた時代であつた。そのほか、仏教々団の規模や形や寺院教と

僧尼の數とは、統計上、北宋時代は唐代より多かつたのである。また宋代では仏教の中心が江南の兩浙、福建に移つたが、この地域は五代の吳越、閩の領域であり、兩國王室の熱心な崇仏政策によつてとくに盛大になり、江南に限つていへば、宋代こそが仏教全盛の時代であつた。もつとも南宋になると、後述するように教団規制策の効果からわかれ、また知識人層の仏教への批判も高まつて、教団の勢力はよろやく退潮にむかい、僧尼の數も北

宋に比べて半減した。しかし元朝の支配下に
ふたたび息を吹きかえし、寺院、僧尼数の減
少傾向が著しく減るのは明代に入ってからで
あった。このように、宋代というのは唐代と
は異なるかたちでの仏教繁栄の一時代であっ
たことと、先か指摘しておかぬはならぬ。

中国仏教々団は、その形式以来、国家に従
属する立場にあり、王権と対抗しうる治外法
権的存在ではなかつた。しかし僧侶は課役免
除の特典を授けられており、王公貴族の施捨

そうけて豪壯な伽藍をつくり、広大な寺産を
所有して、一般社会からみれば、教団はま
じめの特権的な存在であった。朝廷として
僧尼の増加はそれだけ生産者人口を失うこと
にあり、盛大な寺塔建立は国の財を盡すこと
にたるので、南北朝以来、仏教を保護する一
方、教団の膨張を抑える対策を講じた。その
一は僧尼の得度を規制する度牒の制度であり
、いま一つは寺院の創建を禁ずる措置である
が、唐代までこれほど大きな効果をもたらさ

なかつた。教団に与えられた特典に眼をつけ
て自己の財産隠匿にこれを利用していた貴族
たちが、規制の実施をばはんがとみる。
また教団は、国の徴税に苦しむ農民にとって
課税や兵役を忌避して逃れ込む場所であり
、官憲に追われぬ犯罪人の隠れ家の役割も果
たしていた。こうした社会矛盾が解決せぬが
、教団を利用する者が多い限り、それを抹殺
することは不可能である。仏教側が三武一宗
の法難とよぶ廢仏策も行われぬが長つづませ

が、復教後はみえつてその勢力を増大するこ
とが多かつた理由も、一にはこの点がある。

しかしながら宋代になると、宗教政策の面
でも新しい傾向が生まれてきた。第一に仏教
々団を規制する制度が整備され、しかも規制
の實を挙げたことである。勅額下賜制度や度
牒発行の制度は、宋代になるとその細か
な規定がつけられ、寺院僧尼はすべて中央地
方の官廳に登録されて、登録されたものは
私庵、私度僧として毀拆、還俗せしめられた。

○

神宗は財政難を救う一策として、空名度牒の
出売を始めたが、これが実効を収めなかったのも
、一つには教団統制が行き届いていなかったからと
考えられる。ただし宋朝の教団統制策は、従
前の廢仏策のような強硬手段に訴えるのでは
なくて、教団を存在している以上は、その力
を財政、社会福祉等に利用するという現実的
な方策であり、規制と利用とをあわせ行うこ
とによって、漸々にその勢力を削いでいった
のである。この点は中世と異なる大きな特色

7
であり、國家が仏教々団に対して絶対的優位に立ち、思うがままに教団を操れるようになったことの意味する。これを可能にしたのは、
、いうまでもなく、貴族政治に代わる君主独裁制の確立であった。

もちろん宋代においても、墳寺や寺院長生の庫にみられるように、仏教々団は官人や富豪の財産がくしや利殖の場として利用され、また貧窮農家の口べらし、失業者の收容場所としての社会的機能ももっていたので、度牒の

榮行停止などを行われると、その分だけ道者などと呼ばれる半僧半俗の宗教者が増加した。浙西の道民はその一例である。つまり国家の承認を受けた有願寺院と度牒を所持する正規の僧尼とで構成される仏教々団は、規制の強化にもなつて、宋よりは明、明よりは清と、時代を下るにしたがって勢力を失墜していったが、一方では、寺院を離れ僧尼にならぬ仏教の特色とされる居士仏教の盛行、秘密宗

教や邪教の抬頭は、こうした趨勢の表れと
みられる。

以上のごとく、宋朝の宗教政策を通じて、
わがわれは宋代仙教の社会的性格を明らかに
し、中国仙教の近世的特質を看取することが
できるのである。しかも宋代は、宗教諸制度
が整備された時代であつたから、宋代を研究
するこゝにはよつて、そこから唐代に溯つてそ
の起原を探り、あるいは明清代へ見通しを
つけることかできる、仙教社会史において要

の位置にあるといえる。もちろんそれは道教のみに限られず、道教その他中国宗教全般に通じる傾向である。さらに宋代では、行政に教団が使役される風が盛んになり、民衆生活に仏教信仰が深く浸透して、仏教と政治、社会との関係はきわめて密接であったから、宋代史の側からみても、仏教の存在は無視することの出来ないものなのである。しかし、従来このことか仏教史、社会史双方に明確に認識されてきたとはいえない。本稿はその缺

を補うことを目指したものである。

筆者の主たる関心は、宋代の政治、社会史の側から見た仏教々団とその活動にあるので、諸宗派の情長、高僧の伝記や教説には本稿ではほとんど触れなかつた。そこで宗教史の研究としてはきわめて物足りぬ、まことに片手落ちの論考であることは、重々承知していらぬが、教義を論ずることは、仏教学にくらべ筆者の力の及ぶところではなく、より適當な研究者は多いであらう。それとては一半の

理由は、従来の研究に欠落していた、宗教政
策を通じて宗教社会面在り方を考察すること
に徹したいと考えたからである。古く宋代の
仏教社会史研究と本稿を限定しては、寺田の
問題に触れることもなく、異端宗門のうち白
雲宗は取りあつても、白蓮教の前身と目され
て関心を集める白蓮宗については考察が及ん
でいない。この二つの問題は、筆者の研究不
足からまことに明確な見通しかえらぬといふ
もので、今後の課題である。

(二)

本稿の研究史上の位置づけを示すために、
中国仏教社会経済史研究の歩みを取りかえつ
ておきたい（敬稱略）。

1、革創期　この方面の先駆的業績は、稻
葉君山（岩吉）「経済史上ヨリ見タル支那仏
教徒ノ地位」(東亜経済研究一、二一九一
七年、のち支那社会史研究Ⅱに收む)であ
る。この仏教の流行に関しては、従来の観察が
、何となく、半面的である、精神的の布教に

就ては、敘述周到であるが、その物質的方面は閑却されてある。支那仏教史を語りて、その国の經濟上に言及せざるが如きは、決して通論と謂ふことを得ないものである（緒言）と前置きし、中國仏教の歴史を概観して、その盛衰が政治状態と密接に關係してゐる点を指摘し、仏教と國家との葛藤を度牒、存産、像設とくに銅禁令との關係の諸問題より明らかにし、廟市、僧兵、清末のキリスト教の宣教との比較にまで及んだ雄編である

のちに道端良秀がこの論文を評して、「この研究こそは、従来の仏教史の見方に対して、一大展開を与へたものとして、大いにその価値を認めぬばならぬ。後のこの方面の研究者は何れも、この論文を一度は眼を通して居るところを見ても、仏教史研究の上に大なる貢献をなしたものと云つても過言では無い」(後掲、支那仏教社会経済史の研究に就て)と記しているが、その評価は現在にいたつても変わらぬ。われわれはこの論文を読んで

これはとも六十余年も前に書かれたもの
とは思われぬ、新鮮さを感じる。それとい
うのも、たしかにその後の研究によつて、個
々の事象に対する実証は深まり、多くの史実
も明らかになつたが、ここには示されたよう
な大局にたつた明快な問題意識と研究の方向性
が、往々にして見失はれてゐるからである。
ゆゑにわかれは仏教社会経済史の原点ともい
へべき論文にもう一度立ち歸つて、研究の
方向を確認すべきであらう。

稻葉論文についてこの方面の研究に影響の
 大きかったものは、玉井是博「唐時代の土地
 問題管見」(史学雑誌三三―八、一九二三年
)「唐時代の社会史的考察」(同三四―四、
 一九二四年)とものに、支那社会経済史研究
 所收)の二篇の論文である。いづれも唐代の
 社会経済全般を論じたものであるが、前者第
 二章第三節に「寺觀の莊園」を取り上げて、
 王公貴族と同様に寺觀の土地兼併がさかん
 であったことを明らかにし、後者「五」(標目

たしに唐代の仏教及び道教と社会との関係
について思想、倫理問題、寺塔建立、仏像鑄
造による冗費、課税忌避の私度偽監僧等の問
題と挙げて論述し、仏教の社会的感化加階級
対立を緩和するのに重大な役割を果たした、
と締めくくっている。稲葉論文の方向を、仏
教全盛の唐代について継承発展させたもので
あり、その後の唐代仏教史研究の基礎となつ
た論文である。一方、明代については、清水
泰次「明代ノ寺田」(東亞経済研究八一四、

一九二四年）があり、明代の寺田についての先駆的業績であるばかりでなく、今もって唯一の專論である。清水はついで「明代に於ける仏道の取締」(史学雑誌四〇一、二、一九二九年)を著わし、明朝の宗教政策を論じた。また清代については、矢野仁一「白蓮教の乱に就て」(内藤博士還暦祝賀支那学論叢、一九二六年)があり、白蓮教研究の出発点となつた論文として重要である。

—
—
以上のごとく、一九一〇年代後半から二〇

年代（大正、昭和初期）に、中国仏教の社会
経済的研究に先鞭をつけ、その後の研究に
大きな影響を及ぼしたのが、仏教を専攻する
学者ではなくて、東洋史学者であったことは
注目すべき現象である。いいかえれば、この
分野の研究は中国史の一分科として出発し、
その目的は仏教の歴史を研究することにある
のではなくて、各時代の社会経済の一側面を
究明することにあり、仏教の中国社会に占め
る重要性を認識して始められたものといわね

はたらない。

2、興隆期

上記の先駆的業績に刺激され、一九三〇年（昭和五）ころからわかにこの方面がまかんにたがり、興隆期を迎えた。

その推進者の一人は三島一である。三島こそ東洋史学出身であつて、専攻分野を仏教経済史とした最初の人といつてよいであろう。彼は一九二九年から数年間に度牒、功德墳寺、寺院課税問題等について、相ついでその成果を発表した。その研究の抱負は「支那仏教経済

史の研究と（歴史学研究一―二、一九三四年）
によつてそのかわり、日世界歴史大系、東
洋中世史二匹（三島、鈴木俊主編、一九三四
年、平凡社）第二篇第七章「唐代に於ける寺
院経済」は、彼のそのまゝの研究成果をまと
めた資料の概説である。

中国仏教史学の第一人者であり、その大成
者である塚本善隆の活動はすでに大正末年に
始まつていたが、一九三〇年に出された「東
の財政難と仏教」（桑原博士還暦記念東洋史

論叢)は、興隆期の開幕を告げた大作である

。彼は仏教学と東洋史学とを併せ修めた学者であり、双方の資料と知識と駆使して、その年以後、「引路菩薩信仰について」(東方学報京都一、一九三一年)、「南嶽承遠伝とその浄土教」(同二、一九三二年)、日唐中期の浄土教―特に法照禅師の研究―(東方文化学院京都研究所、一九三三年)、「石経山雲居寺と石刻大蔵经」(東方学報京都五副刊、一九三五年)と、矢つちばやに大作を發表し、

さらに研究対象を北魏に移し、一九四二年には日支那仙教史研究―北魏篇Ⅱ（弘文堂）を著わした。彼の仙教史学発展に果たした功績は形状しむたいが、自ら研究に打ち込むだけなく、斯学のすゝめたりしが、共同研究者として活躍したことも忘れてはならない。彼は仙教史籍の輪読会に集まった京都在住の小笠原宣秀、高雄義望、野上俊静、道端良秀らとともに、一九三七年（昭和一二）東京等の同学の士にも呼びかけて支那仙教史

学会を結成し、支那仙教史学を創刊したこ
 とは、中国仙教史学にとって記念すべき事柄
 であつた。その発刊の辞へ、道端執筆へに、
 仙教の研究に、歴史性を離れた研究は、全く
 価値なきものと断言してもいへ。少くとも歴
 史的觀念なくして研究されたる論文は、誠に
 沙上の樓閣たるの感なきを得ない。と、仙教
 の歴史的研究の必要性を強く主張し、
 「單なる仙教々教史のみならず、支那に關する仙教
 の教理、建築、彫刻、繪画、哲学、文学、更

には制度、経済、社会、其他百般の事象を取
ふものとしてこの雑誌を発行すると宣言し
た。その文章は、新しい方向の学問分野を切
り開こうとする気概にみちている。事実、右
の同人たちはその如きの専門領域を分担して
、数多くの業績を著わしてきた。なかにも唐
代を専攻し支那仏教史学会の推進役であつた
道端は、同誌一―二に「支那仏教社会経済史
の研究に就て」と題する学界動向を執筆して
、従来この仏教研究には夢想だにもしなかつ

た：精神文化に属する仏教を、かゝる方法に於いて検討するとは邪道とさへ見なされて来たとあり、当時の仏教學界において、社会経済史的研究を行うこと加、いかに困難な状況にあったか、うかかわれる。そうした障害を乗り越えて、いわゆる仏教史家がこの分野の研究に加わったこと加、何よりも第二期の特色であり、全盛期をもたらした所以であつた。日支那仏教史学はその後、第二次大戦の激化によつて、一九四四年に第七巻をも

って靡刊したか、その間に中国仏教史研究に
果たした役割は大きかった。

わが国の仏教史学の動向に呼応して、中国
でも三〇年代に陶希聖を中心にして、彼が主
編の『食貨半月刊』等に、主に寺院経済関係
の論文が毎号のように登載され、一九三七年
には、『食貨史学叢書』、中国経済史料叢編（
唐代編）の一冊として『唐代寺院経済』が編
纂された。ただし当時は一般に流布されず、
一九七四年これを台湾で重印発行した。

仏教社会史の研究でもっともさかんであつたのは、玉井、三島、道端らに活躍した唐代であつたが、この時代の研究をいっそう促進することになつたのは敦煌文書の紹介である。

敦煌文書の研究史については、さきに「中国古文書研究の現段階」(日書の日本史)第九卷、一九七六年、平凡社)に概述した。そこでも述べたように、敦煌文献が発見される、最先に内外学者の関心を集めたのは古佚の典籍残卷であつた。全体の七、八割を占め

る仙典についても、矢吹慶輝『鳴沙余韻』(一九三〇年、岩波書店)の大著が先か出版されていゝる。そうした学界状況の故かであつて、一九三一一年フランスに留学した那波利貞は、国立図書館に所蔵するペリ才收集敦煌文献のうち、これまで戸籍等の一部の文書を除いてほとんど紹介されることのないかゝる古文書類を克明に調査筆録して、帰国後、その小冊を用いて梁戸政(支那仏教史学ニ一、二、四、一九三八年)、唐代の社邑に就きてし

(史林二三―三四、同年)はじめ、實に多数の論文を著わし、そのなかに各種の文書を紹介して、典籍史料のみに頼ってきた中国史研究者を驚かせた。とくに文書の場合も寺院関係文書が大部分を占めているので、那波の諸研究によって九、十世紀(那波の表現に従えば、中晩唐五代宋初)敦煌寺院の社会経済的活動がきわめて具体的に明らかになり、仏教社会経済史の水準を飛躍的に高めることになった。ただ現在の段階からみれば、その研

究法に不備があることについては、前稿で述べたから今は触れない。

この時期に活躍した学者は多いが、近世史の分野でとくに注目しなくてはならない者に重松俊章と陳垣がいる。重松は「宋元時代の白雲宗門」(史淵二、一九三〇年)をはじめ、宋元時代の異端宗教とその宗教反乱について堅実な一連の論考を著わし、近年の邪教はいし宗教反乱研究の基礎をつくった。陳垣ははじめ「元也里可温考」(東方雜誌一五―二

ニ、五、一九一八年）、曰摩尼教入中国考し
 （国学季刊一—二、一九二三年）など外来宗
 教史を研究した如、一九四〇年から四一年に
 かけて曰明季真黔仙教考曰曰清初僧諍記曰曰
 南宋初河北新道教考曰等、一連の研究を發表
 した。いづれも従来用いられたことのなかつ
 た仙道教資料を駆使して、異民族支配下の
 遺民の活動を究明したものである。中国宗
 教史の新しい方向を示した名著である。しか
 も解放後に書かれた各書の重印後記によれば、

日本軍占領下の北平に踏みとどまった彼の、
まじしい現実をふまえての「梵憤の書」であ
るとあり、この点でも深い感銘をうける論著
である。これから陳垣の業績は、中国史におけ
る宗教史といし宗教資料の重要性を示してお
り、今後いつそう継承し発展させていかねば
ならない方向であると思う。

最後にこの時期の諸成果をまとめたいものと
して、道端可支那仏教史（一九三九年、法
蔵館）を挙げたい。これは「叙述の

方針は、仏教と社会との関係に重点を置き、
 社会的、経済史的、制度史的の方面
 を中心とした。従来には仏教史概説をめぐ
 り、愛好著である。出版されると、教理、教
 史の面が簡略にすぎるとの批判をうけたよう
 であるが、近年出版される同類の書に比べ
 て、われわれにとってはむしろ頼りになる
 概説書である。戦後に書名を『中国仏教史
 』に変更、いくつかの改訂増補を加えて、今
 も版を重ねている。

3、完成期—戦後の動向 中国仏教史学の
再開は、一九四九年（昭二四）の『日仏教史学』
の創刊にはいるといつてよい。この雑誌
はかつての支那仏教史学会と日本仏教史とを
あわせて組織され、わが国の唯一の仏教史学
雑誌として今日に及んでいる。ただし一七卷
一号より『日仏教史学研究』と改稱、一九八〇
年現在、二二卷に達している。

戦後三十年間の学界動向を簡潔に述べるこ
とは容易でないが、第一にいえるのは、この

時期もつづいて支那仏教史学会同人とその第
 二世代に属する宮川尚志、牧田諦亮、小川貫
 式らも活躍し、中国仏教史学を支えてきたこ
 とである。そして形にあらわれた特徴として
 は、それ以外の研究者が戦前から論考を集
 めた著書と相ついで出版した点である。山
 崎虎可支那中世仏教の展開図（一九四二年、
 清水書院）は戦中のものであるが、戦後に
 ると、高雄義堅の中国仏教史論図（一九五二
 年、平楽寺書店）、野上俊静の遼金の仏教図

(一九五三年、同)、道端良秀『唐代仏教史の研究』(一九五八年、法蔵館)、牧田諦亮『中国近世仏教史の研究』(同年、平楽寺書店)、小笠原宣秀『中国近世浄土教史の研究』(一九六三年、百華苑)、宮川尚志『六朝史研究宗教篇』(一九六四年、平楽寺書店)等が出版された。また同人の中心的存在であった塚本の主要な論文著書を集めた『塚本善隆著作集』全七巻(一九七四、七五年、大東出版社)があり、『中国仏教通史』全三巻(

一九七九年、春秋社は第二巻を書き終えたと、そこで彼が世を去り、完成をみぬかたことは、斯学のため惜しいことである。

以上は単行本中の代表的なものだけを挙げておくと、こまごまと、これに論文等を加えれば、枚挙に暇がない。しかし興隆期に主流を占めていた感がある社会経済方面の研究とすると、戦後はむしろ退潮の傾向にある。可仙教史学は五―三、四（一九五六年）の特集「戦後仙教史学の回顧と展望」(中国部分は小川、滋野

井恬、牧田分担執筆）をみても、そのことは
うかがわれる。そのよりの傾向を生人だ大き
な理由は、中国史研究者からの仙教社会史へ
の積極的参加のみられるか、また仙教史を専
攻するものか歴史学の潮流のみならず遠くか
つてしまいい、仙教社会史の側から一般史を啓発する
気概を喪失したとあると思われる。周知
のとく戦後は社会経済史の研究のみさかんに
なり、精緻な考証、白熱した論争がくりか
しうられてきたが、その成果が仙教社会史に刺

激を与え、方法論の上で新風を吹き込
 んだ。これは、両者の懸隔がますます大きくな
 った。戦後の時期を形成期とした所以
 は、ここにあり。

そのした傾向のなかにあつて、もちろん発
 展をみた部分はある。第一は敦煌文献の研究
 である。前稿で述べたごとく、一九五二年、
 榎一雄の努力により大英博物館所蔵のスタイ
 ン収集漢文々献がすべてマイクロフィルムに
 収められてわが国に将来されたことは、
 敦煌

学にとつて画期的な出来事であった。その焼
付写真によつて、スライソ本の全貌がはいり
て明らかになり、また字本、文書の形状や筆
跡が容易に調査できるようになった結果、年
代の判定など細部にわたる検討が可能になり、
敦煌学の水準を飛躍的に高めた。その後、他
のコレクションのマイクロフィルムも全部も
しくは一部が将来されて、われわれは居たか
らにして各地に分散している敦煌文献を、あ
わせて調査研究できるといふ好条件に恵まれ

るようになった。したためて敦煌文献を扱う研究者は激増したため、そのなかで現在までこの方面のリーダーとして活躍してきたのは、藤枝晃である。彼によつて、敦煌文献を字本学的、古文書学的方法を用いて研究する途が開かれたことは、特筆しなげな点である。

筆者も彼の主宰する研究会に参加し、その方法をを用いて敦煌仏教々団に関する若干の研究を行った。参考論文三篇はその成果である。

最近、原地の敦煌研究^(文物)の活動が活発になり、

千仏洞の調査研究が進行中で、すでにいくつ
かの新事実が発表されていゝる。また外国人が
敦煌を訪問することも、容易に成りつつある。
こゝした現地調査の結果をふまえて、敦煌学
は今後さらに新しい展開をみせるであろう。

第二は異端宗教、宗教反乱の研究である。

白蓮教を中心として、近年とみに關心を集め
ていゝる分野である。前掲の矢野仁一、陳垣ら
の先駆的論文、重松俊章の一連の業績をふま
え、さらに中国における「農民戦争史」研究

なるか、かく農民戦争と宗教の関係について、
 六〇年ごろの論争に触発されて、宗教反乱の
 研究がとくにさかんである。さきに清代嘉慶
 年間の白蓮教乱を扱った『清代中期史研究』
 (一九五二年、愛知大学国際問題研究所 七
 一年、燎原書房影印) を著した鈴木中正は、
 『中国史における革命と宗教』(一九七四年、
 東大出版会) という二の分野の通史を出版
 し、澤田瑞穂は『宝巻の研究』(一九七五年、
 国書刊行会) 『校注破邪詳』(一九七二年

道教刊行会)等の基礎資料を出版して、邪教
研究の発展に寄与した。しかもこの分野には
、野口鉄郎、相田洋、小林一美等々、新しい
世代の中国史研究者も多く活躍している点、
仏教社会経済史の場合と異なり特色がある。
ただ従来の研究は往々、邪教活動や宗教反乱
のみをクローズアップされて、そのを生み出
した当時の宗教社会、民衆一般の宗教信仰に
とくに眼を向けなかつた。今後この分野の研究
はいっそうさかんになると思われるが、それ

が宗教社会史の発展をもたらすような方向に進むことが望まれる。

本稿はこれまで諸学術誌に発表してきた論文を訂補改稿して、まとめたいのである。ほかの第四章は、筆者の最初の論文「宋代福建の社会と寺院」を基にしたもので、本稿全体の軸になる部分であるが、何分にも若い時に書いたものであるため、未熟なところが多く、基礎的資料を除去全面的に書き改め

た。各章の基にたつた論文は、つぎのとく
である。

第一章

「宋代売牒考」
『仏教史学研究』
二二―一、一九七九年一〇月

第二章

「宋朝の宗教政策」とくに寿観の
賜額について」
『昭和五四年
度科研費総合研究(A)』
『宋元代の
社会と宗教の総合的研究』
『研究』
報告、一九八〇年三月

第三章

「宋代墳并考」
『東洋学報』六一

第四章

一・二、一九七九年一二月、
 「宋代福建の社会と寺院」日東洋
 史研究 四一五―二、一九五六年
 一〇月、

第五章

「唐、五代における福建仏教の展
 開」日仏教史学 四七一―一、一九
 五八年二月、
 「喫茶事魔について」日青山博士
 古稀記念宋代史論叢 四 一九七四
 年九月、

第六章

「方臘の乱と喫茶事魔」 日 東洋史

研究 日 三二―四、一九七四年三月、

第七章

「宋代浙西の道民について」 日 東

洋史研究 日 三八―三、一九七七

年一二月、

第八章

「元代白雲宗の一考察」 日 仏教史

学会三十周年記念論集 日 、一九

八〇年一〇月刊行予定、

第一章

宋代壳牒考

一、はしがき

中国では、僧尼になるのに、原則として出家と得度との二つの関門があり、それをこれに国家の承認を必要とした。なかでも重視されたのが得度であった。得度することによって、出家者は徭役等の国家負担を免除され、生産に従事する一般人民の社会から離脱することができた。それだけに、農民層の確保育成を使命とする歴代王朝は、非生産層である僧尼の増加を警戒してその規制に力を注ぎ、度僧

制度は各王朝の宗教政策の根幹をなしていた。国に発給する得度許可証は度僧牒、略して度牒であり、礼部の祠部から発給されたので、祠部度牒とか祠牒などともいった。またそれは、僧尼が終身携帯しなければならぬ身分証明書でもあったから、詩文、小説などでは護身符と形容されることがあった。

度牒の起原は明らかでないが、淵源は南北朝時代に遡るとみられる。そして祠部から発給されるようになったのは、当然のことだが

ら、仏教々団を管轄する官署が鴻臚寺から祠部に移った、唐の則天武后延載元年（六九四）以降のことである。恐らく度牒の祠部発給は則天武后時代に始まるとみて、あやまりないであろう。降って宋代になると、度牒の取得資格、申請と交付の手續、違反者の罰則など、度牒発給に関する詳しい規則が制定された。宋代は度牒制度かもっとも整備された時代といえる。

宋代において、度牒を発給する方法は、は

いめ、仙典の試験による「試經度僧」と、聖節などに際し天子の特別の恩恵によつて無試験で与えられる「恩度」との二つの場合があり、いおれも唐代の制度を継承するものであった。ところが国家財政の逼迫から、北宋後期になると、得度する者の名を書き込んでいた空名度牒を一般に売り出す「鬻空度僧牒」といわれる売牒が始まり、その収入が国の重要な財源の一つとなった。政府は国庫収入をふやすために、次第に度牒の価格をあげ、發給

数を増し、試經度僧と恩度の数を減らした。

南宋になると、試經は行われず恩度もきわめて少なくなつて、僧尼志望者が度牒を取得する方法は、ほとんどの空名度牒の買得に限られるようになった。しかもこの売牒策は、その後、金、元、明代にも継承された。

売牒政策は宋代の財政に深く関わる問題であるため、学界で早くから注目を集め、とくに一九三〇年ごろ、三島一、曾我部静雄、塚本善隆各氏の研究があいついで発表された。その

後、中国でも袁震の長篇をはじめ、范午、田
光烈、林天蔚氏らの論文が著わされ、これら
の諸研究によつて、宋代の売牒制度の輪郭は
ほぼ明らかになつた。(1) また日續資治通鑑長編
、日宋会要輯稿日、日慶元条法事類日等に含
まれる関係資料の主なものも、紹介しつゝさ
れているといつてよい。しかしながら、売牒
政策が宋代の政治、宗教々団とこれに社会経済
に及ぼした影響等については、これが仏教々
団の墮落衰退をもたらす一因となつたと指

摘した塚本論文を除いて、ほとんど考察され
ていない。そこで本章では、売牒政策の推移
をたどりつつ、それが宋代の宗教活動や一般
社会にどのような影響を与えたかをさがつ
てみようと思う。なお、度牒は道士女冠にも
授けられ、度道牒とよばれたが、度牒出売で
とくに問題となるのは度僧牒の方である。し
たがって、以下の考察も僧尼の度牒を中心
に行うことになる。

二、売牒の由来―唐代の進級度僧

はじめに空名度牒が出卖されたのは、すでに知られているように、記録の上では神宗初めの治平四年（一〇六七）のことであるが、売牒は唐に始まるとの説が宋代から行われてきた。そこで先ず、この問題を検討してみよう⁽²⁾。

祠部度牒の發給は則天武后時代に始まるとみられるが、弥勒仏の下生と稱した武后の奉仏政策によって、当時、大量の僧尼がつかられ、さまざまの弊害を生じた。その時、屠沽

・臧獲でも錢三万を出せば剃度して僧尼にな
 れた⁽³⁾（通鑑二〇九）といわれ、財宝を出して
 権門に依附する者はことごとく得度して徭役
 を避け、得度しない者は貧人と善人とのみ、
 とまでいわれた⁽⁴⁾（辛替否の上疏、唐会要四八）。
 また陳郡の人袁楚容は、魏元忠におくった書
 簡に、同じく度僧の弊を挙げて、「昔の売官
 は、錢が公府に入り、今の売度は、錢が私家
 に入る」と述べる⁽⁵⁾（新唐書一三三、魏元忠伝）。
 これが売度という語の初出である。当時すで

に度牒は存在したとみられるが、この場合の
売度というのは、権門勢家にとり入って得度
させてもらうための周旋料であり、賄賂であ
ったと考えられる。

得度の際して「私家に入らっていた錢を」
公府に納めしめるようにはつたのは、安史
の乱中のことであつた。この乱が起ると、
宰相楊国忠は軍資金を調達するため、侍御史
崔衆を太原につかわし、錢を納めさせて僧尼
道士を得度させ、旬日にして百万緡を得た。(6)

新唐書食貨志)。ついで肅宗が靈武で即位し
 た翌至徳二載(七五七)、宰相裴冕らは天下の
 用度が足りないので、諸道に命じて、人を召
 して錢を納めしめ、空名告身を給し、官勲邑
 爵を授け(売官鬻爵)、道士僧尼を度した。

如くて兩京(長安、洛陽)の奪回かゝると、
 關輔の諸州でも納錢によつて道士僧尼一万人
 を度した⁽⁷⁾(同右)。

この時、朝廷の納錢度僧策に協力し財政に
 貢献したのが、神秀の北宗禪を排斥し慧能の

南宗禪を兩京地方に弘めた、荷沢神会であつた。宋高僧伝に八の彼の伝に、

副元帥郭子儀は兵を率いて賊を討伐したが、軍糧を欠いたため、右僕射裴冕の権計を用いて、大府ごとに戒壇を置いて度僧し、僧から緡錢を取り、これを香水錢といい、聚めて軍需を助けた。はじめ洛陽が賊に落ちると、神会は田舎に避難したが、朝臣に請われて、その戒壇度僧をつかさどることになった。この時、寺宇宮觀は戦乱で灰燼

に歸していたの、彼は仮に一院をつくり、
 中に方壇を築いて、授戒度僧し、それで得
 た金帛が軍資金を支えた。代宗、郭子儀が
 兩京を收復するの、神会の資金調達は大
 いに力となつた⁽⁸⁾。

とある。ここで注意すべきは、納錢度僧とい
 つても、錢を納めれば直ちに無条件で度牒を
 發給するの、ではなくて、戒壇で受戒した者に
 度牒を与えたことである。そして納める錢は
 度牒の代価ではなく、^一香水錢^二という名稱

からしても、これは受戒の費用という名目の、
進納金であった。是うした点からみても、こ
れが後の売牒とは性格の異なるものであるこ
とは、明らかである。もちろん、いずれの地
域においても、戒壇を設けて受戒させること
が、得度の必須条件ではなかつた。唐初から
元和年間までの雑事や名人の軼事を記録した
唐闕名曰大唐伝載に、

至徳二年、勅して、僧及び道士を以つて、
錢を入れて自ら度せしむること、差あり⁽⁹⁾。

と、納錢した者が自度したとある。またジエ
 ルネ氏からすでに紹介している⁽¹⁰⁾、ペリオ才收集教
 煌文書p. 3952 「前侍御史判涼州長史楊休明牒
 には、大要つきのような内容を記されている。

楊休明が上奏して奉じた乾元元年（七五

八）□月六日の勅に、「各々から錢を納めざ

せ、告牒すむわち度牒は、得度する者に自

字せしめて、使をつかわし所司に祠部に送

付せよ云々とあった。そこで楊休明は、

得度する僧尼道士にそれをおれ郷里、戸貫、

姓名、法号、所属并觀を具申させ、錢は軍
州の長官に徴納させて存貯しておわつた。
告牒はひきつづき彼らに自字せしめて所司
に送付する云々。

乾元元年は至徳二載の翌年にあたり、この
勅命が裴冕の納錢度牒策に関連して出された
ものであることは、明らかである。つまり、
裴冕の策は遠く敦煌地方でも行われ、しかも
得度者は錢を所在の軍州官衙に納入し、度牒
は彼らが自字して、中央の祠部に送った。恐

らく、地方から送られてきた自字の告牒は、
 相部がこれに官印を捺して、所属の官署に返
 送したのであろう。ここでも、彼らの納める
 錢は度僧の手数料という意味をもち、単に錢
 と引き換えに告牒を交付するものではなかつ
 た。

ところで宋代以後、至徳二載の施策をもつ
 て売牒の始とする説が行われ、現代にまで及
 んでいる。その証拠としてしばしば引かれる
 史料が、南宋の志磐（一）仙祖統紀（二）四〇に載せ

る次の記事である。

帝（肅宗）在靈武、軍須不足、宰相裴冕請鬻僧道度牒、謂之香水錢、売牒始「此」。
（大正蔵四九、三七五頁c）

これは日新唐書の食貨志、日宋高僧伝の神会伝等に依拠しているが、原の史料には「鬻」の牒の二字はなく、志磐が新たに加えたものであり、その改めた記事に基づいて「売牒」に始まるとしたのは、志磐の妄断とみられる。したがって、道端良秀氏のひとく、こ

此志磐の卓見とみるわけにはいかぬいので
 あり(12)。

もつとも、彼より以前にも、唐の肅宗時に
 売牒の起原を求めた者はあった。すなわち、
 北宋元豊中の人といわれる高承の「事物起原」
 七「空名」の説である。括弧内の字句は、食
 貨志にあつて高承が節略した部分である。

唐食貨志曰、肅宗至鳳翔、明年、鄭叔清
 「李宰相裴冕建」議、以天下用度不充、諸
 道得召人納錢、給空名「告身」、授官勳邑号

〱、度僧道〱不可勝計〱、則是空名度牒、自唐肅宗始也。僧道の二字は（食貨志）道士僧尼とする。

原の文章は「召入納錢しして、空名告身を給すること、官勲邑号を授けること、道士僧尼を度することの三つが並列されているのに、高承は「給空名、度僧道」と、中間の七字を省くことによつて、この記事を空名度牒の起原を示す史料としたのである。志磐にしても高承にしても、空名度牒が鬻売され、売牒の功罪が関心事であった時代に生きた人である。

だから、食貨志の文章を現実の問題に引きよせて理解し、文字の省略改竄を招くことに改つたものともみられる。

同じことは南宋末元代の王応麟にもみられ、

日 困学記 四一四に、食貨志の文章は改めて

いぬいか、その注に「鬻牒の始なり」と記し

ている。ところか元の念常日仙祖歴代通載 四

一三にたると、食貨志の文章を引いて「進叙

自此而始」と記し、宋人のように売牒の始と

ほしていない。この日通載 四の記述は、その

まま明の五折曰続文献通考に二四六に引かれて
いる。逆に同じく宋代の人であつても、売牒
が行われる以前の贄寧は、可天僧史略に下り度
僧規利の項(13)に

鬻度僧道、自曩始也。

と記し、鬻度牒とはしていいない。また同じ項
に「先紙錢、後与度」とも記しているが、楊
休明牒をみれば、まさしく先に錢を紙め後に
度牒を与える方法が、裴冕の策であつた。

要するに、至徳二載の政策は紙錢度僧であ

り幣度であつて、後代のごとく空名度牒の鬻
 売ではなかつた。具体的には、錢を進納した
 後に自度せしめ、あるいは戒壇において受戒
 せしめて、僧尼とする方法であつて、単に空
 名度牒を売りさばくのは異なるものであつ
 た。

この紙錢度僧の方策はその後、各地の節度
 使や地方の権力者が倣うところとなつた。可
 僧史略の同項に、

唐末より以来、諸侯角立し、彼らは稍も

軍須を闕けし、僧尼道士を召して得度せしめたり、先に財を納めさせ、これを香水錢と謂い、後に公牒を給した云々。

と記すとおりにある。具体例を挙げれば、長

慶四年（八二四）十二月、徐泗觀察使王智興は

泗州に戒壇を置き度僧することと願ひ出て許

可さ小たか、翌年、李徳裕の非難を蒙りて禁

止されたことは、有名である⁽¹⁴⁾（旧唐書一五、会

昌一品集別集五の「王智興度僧尼状」等）。

の時、王智興は受戒にやつて来た鬘夫から人

ごとくに二緡を徴收し、こゝを藩鎮の財源とし
 友のである。そのほか、宝曆二年（八二六）三
 月、江西觀察使殷侑が洪州宝曆寺に戒壇を置
 くことを申請し⁽¹⁵⁾（旧唐書一七上、敬宗紀）、ついで
 太和三年（八二九）にも、同じく江西觀察使
 の沈佺師が方等戒壇を置いて僧尼を得度した
 いと申し出た⁽¹⁶⁾（同文宗紀上）が、ともに違制を
 もって罰俸された。また開成三年（八三八）、
 鄭州刺史李穎は中牟県に戒壇を私置き、僧一
 百六十人を得度したため、減俸処分をうけた⁽¹⁷⁾

（冊府元龜六九九）。入唐僧円仁は「入唐求法
巡礼行記」二の開成五年（八四〇）四月十三日
の条に、魏博鎮（節度使何進滔）下の貝州開
元寺で、諸州から来た僧四百余人が受戒した
ことを記し、彼自身、親しく戒壇院の壇場を
見学し、さらに同州善光寺の尼衆戒壇も見て
いる⁽¹⁸⁾。九、十世紀、事実上の独立王国であつ
た敦煌でも、報恩寺、乾元寺、三界寺や尼寺
の普光寺、安国寺など、しばしば方等道場
が開設された。敦煌文書中には、そこで授け

られた五戒、八戒、八關齋、菩薩戒の諸戒牒が三十余通も残っている⁽¹⁹⁾。

これら諸藩鎮の戒壇度僧の目的は、贄寧が記すように、香水錢つまり受戒料を徴收して軍資金に充当することにあつた。資金調達と
 いう点では、古来の売官や宋代以降の売牒と同じであつたが、藩鎮の戒壇は朝廷の禁令を犯した私設のものであり、そこで得度した僧尼は朝廷からすれば私度僧である。贄寧は
 先に財を納め、後に度牒を給した」と説明す

多か、その公牒は果たして祠部から發給され
た祠部度牒であつたのだからか。どうもそう
とは限らぬかゝたらしい。大部分を九、十世
紀の寺院関係文書が占める敦煌文書中に、い
わゆる度牒は今のところ一点も見出さぬ。
代わりには、この地の支配者が交付した出家許
可証が二通存在する。その一通は、敦煌が名
実ともに独立王国であつた西漢金山国の国王
張承奉が、甲戌年（九一四）五月十四日、鄧伝
嗣のむすめ自意の出家を許可した勅書（S.1563）

てある。

S. 1563 「西漢燉煌国王勅」

西漢燉煌国聖文神武王勅

衙知隨軍參謀鄧佺嗣女自意

勅レ隨軍參謀鄧佺嗣女

自意、姿容順麗、窈

窕柔儀、思慕空

門、如蜂念蜜、今因

大会齋次、准勅、宜許

出家、可依前件。

甲戌年五月十四日

いま一通は、清泰五年（九三八）二月十日、
歸義軍節度使曹元忠が、洪潤郷百姓張留子の
おすめ勝蓮（十一歳）の出家剃髪を許可した
勅牒（S.4291）である。

S.4291 「歸義軍節度使曹元忠牒」

勅歸義軍節度使

洪潤郷百姓張留子

女勝蓮 年十一

牒、得前件人狀綜、有女勝

蓮、生之樂善、聞 仙声

而五体俱歎、長慕幽宗、

聽梵響而六情頓喜、

今為

父王忌日、広会齋筵、既願出

家、任從剃削者、故牒、

清泰伍年二月拾日

使檢校司空兼御史大夫曹

白署

後者の牒文に「既に出家を願ふは、剃削

に從うに任す」とあるのは、注目される。す

なわち、この許可証があれば、出家できただけ
けでなく、剃髪も許されたのである。周知の
ごとく、中国では出家即剃髪得度ではなくて、
その中間に童行あるいは行者—尼ねらひ長髪
—とよばれる存髪の修養期間があったが、当
時の敦煌では、出家剃髪を同時に許可する簡
便な方法に従っていたのである。いいかえれ
ば、右のようない出家許可証がそのまた得度許
可証すなわち度牒の効力をもっていたのである
ろろ。この時代の敦煌文書中に、別に度牒と

題した文書が存在しない理由も、ここにある
と思われる。

これは敦煌だけの特殊事情ではなく、中国
内地に割拠した諸藩鎮でも同様に、節度使が
発給した牒状によって出家剃髮の許可がえら
ぬ、別に祠部に度牒の下付を求めなかつたと
みられる。時代は下るが、南宋初期でも、嶺
南では、その州が発給する7州帖しを受ける
だけで、度牒なしで僧になつていたと、志磐
自らの見聞を記している⁽²⁰⁾（仏祖統紀四三）。こ

水々唐末五代の遺制とみられる。

三、売牒の開始

唐末五代の分裂期には、出家得度の制度も混乱して、地方割拠勢力はそれぞれ勝手に度僧を行っていたが、五代末になり、後周世宗は大規模な仏教々団の整理——いわゆる三武一宗の法難の——を行つた。同時に、試經度僧等について詳密な規定をつくり(21)（五代會要一三）その制度は宋代に継承された。また「恩度」

も宋代では毎年のごとく実施され、とくに在
 籍の童行をすべて得度させる「普度」が時に
 行われて、大量の僧尼をつくった。太祖の建
 隆元年（九六〇）の普度では八千人であつた⁽²²⁾が、
 太宗は二度にわたつて普度を行い、あわせて
 十七万人にのほつた⁽²³⁾。さらに真宗の天禧三年
 （一〇一九）の大赦に際して普度した僧尼は、⁽²⁴⁾実に
 二十四万五千余人にも達した。

このよきな恩恵に加えて、太宗は即位早々
 に、度牒發給の際に徴収する手数料を廃止し

た。

〔太平興国二年（九七七）三月〕癸亥、工部
郎中侯陟言えらく、祠部、僧尼牒を給する
に、毎通百錢を有司に納めしむ。請うらく
は之を罷め、歳ごとに諸州をして僧尼の籍
を祠部に上らしめ、（祠部は）その牒を下
し、長吏をして親しく之を給せしめよと。
詔してその請に従ふ⁽²⁵⁾（長編一八）。

錢百文といふ、後の數百貫もする度牒栖格と
は比較にたらぬい少額ではあるが、この手數

料を廢止するところ、太宗の仙教優遇策の一つであつた。ところが、度牒を地方の長吏から發給させることにした結果、新たな弊害もあらわれた。可太宗皇帝實錄 二六に、

〔太平興國八年（九八三）八月〕壬子、詔し

て曰く、これより先、祠部、僧尼牒を給するに、並かに諸処（州）の長吏に伝送して親給せしむ。聞くならく、吏は「縁つて」（其）をなし、人を募つて緡錢を以つて市（市）に取（取）らせ、齋して以つて外郡に至つて売らしめ、善価を

得れば、即ち之に付与すと。自今、所在（
 の長吏）は宜しく前詔を奉行せよ。違う者
 は重くその罪を致す。⁽²⁶⁾

とある。前詔が太平興国二年の詔勅であるこ
 とは、明らかである。これによれば、諸州の
 吏は祠部から伝送された一ニの段階では空名
 の一度牒を人（商人）に買いとらせ、他州に
 行って売りさばかせるという。まさしく度牒
 の売買である。さらに二十年後、

〔咸平五年（一〇〇二）十月〕癸亥、詔すらく

天下に竊ひそかに祠部牒を買い、冒ツカつて僧となる者あり。一月を限つて、所在（官署）に陳言すれば、その罪を釈す。違ふ者は、論ずること律の如くにし、少壯の者は軍籍に隸せしむ(27)（長編五三）。

との禁令が出されており、宋初以来、度牒の密売買が行われていたことが知られる。こうした度牒売買の横行に目をつけ、政府が公然と度牒を出売し、その収益を地方財政の財源に充当するようになったのは、北宋後期から

である。

売牒の開始年代について、すでに諸家が指摘する⁽²⁸⁾ように、李燾曰長編曰熙寧元年（一〇六八）七月の知諫院錢公輔の上言を証拠に、この年に始まるとしたのに対して、李心伝は曰建炎以来繫年要録曰二六、曰建炎以来朝野雜記曰甲集一五において、曰実録曰の

治平四年（一〇六七）十月庚戌、陝西轉運使に度牒千道を賜い、糴穀振濟せしむ。

この記事を挙げて治平四年に始まるとし、曰

長編正の誤りを正した。日宋史正神宗紀も日
実録正に拠って、この記事を載せる。ただ馬
端臨日文献通考正二六、振恤に、

仁宗、英宗、……災を被る所、必が倉粟を
発して振貸し、……災甚だしければ、則ち凶
蔵あるいは奉宸の金帛を出だし、あるいは
祠部度僧牒を鬻ぐ云々。

とあり、この記事によれば、売牒の起原はさ
らに仁宗朝にまで遡ることになる。馬端臨が
この記事を何に基づいて書いたかは明らかで

ないにしても、その可能性は十分考えられる(29)
少なくとも記録上では、太平四年、神宗の
即位直後に始まった売牒は、翌熙寧元年にな
ると、かなり広範に行われたようである。日
宋会要の方域九一三七に、同年四月、広州城修
築にあたって、本路転運使王靖が空名祠部一
千道を給降して、経略司に付して出売し、民
夫を雇召したい、と乞うたところ、詔して祠
部(度僧牒)五百道を給した、とある(30)。この
年にはすでに、陝西及び越州と廣州にも、振

済のためはかりでなく、城壁修築の人夫費用
 にも、度牒を交付されていった。また度牒と並
 んで行われた入粟補官の法も、同年七月に実施
 された⁽³¹⁾（綱目備要一八）。

熙寧二年に王安石の改革が始まり、新法が
 実施された。よると、その一財源として
 度牒収益を大いに活用されたことになった。
 均輸法についで、同年九月發布された青苗法
 は、先ず河北、京東、淮南三路で実施され、
 後に全国に拡大されたが、その実施に先立つ

て、

又またま河北転運司勾当公事王広廉、召さ
 れて事を議す。広廉かつて奏して、度僧牒^(金道)
 数千道を本錢となし、陝西漕司の私行せる
 青苗法を行ひ、春に散し秋に歛め、以つて
 民に抑配せしめんと云い、安石の意と
 合す。即ち請うてこれ⁽³²⁾を河北に施し、しか
 して青苗法^(遂に)四方に行わす⁽³²⁾。(宋会要食貨四
 一七、宋史食貨志上四)。

と、河北に青苗法を実施するにあたり、資金

に度僧牒数千道が用いられた。その後同六

年三月庚午、夔州転運司に度僧牒五百を賜わ

って市易司を黔州に置き⁽³³⁾、七年七

月辛丑、五百道を杭州の市易司本錢とした⁽³⁴⁾

同二五四⁽³⁴⁾など、青苗法、市易法の資金として

度牒が給降されている。これらの経済諸法を

運用する資金として、度僧牒の出售は重要な

財源の一つであった。したがって売牒関係記

事は熙寧、元豊の時期に多く、旧法党が政権

を執った元祐年間(一〇八六―九四)に、売牒が

行われぬもの、取わけは無いが、それに関する史料はきわめて少ない。

ところが、売牒開始期に、どのような方法で度牒を売りさばいたかについて、従来の諸研究はほとんど考察が及んでいない。この点について示唆を与えるのは、次の史料である。

熙寧二年閏十一月、空名祠牒二千道を降して、鄜延安撫司に付し、童行及び客人を召して、見錢を進納せしめ、斛斗を收糶し、安撫司の封椿に充つ。……そのままに進納す

へき価銭、数目は、並ひに安撫司をして相
 度せしめ、仍お三年夏季の終を限つて納足
 せしむ⁽³⁵⁾べ⁽³⁵⁾。宋会要食貨三九一ニ一。

すなわち西北辺の安撫司は、童行と客人（商
 人）を招いて、銭を進納させて空名度牒を支
 給し、進納した銭で穀を買い入れて安撫司に
 貯蔵する。童行、商人が進納すべき価格や數
 目は安撫司が裁量するといふのである。

童行を役所に召して見銭を納めしめるとい

うのは、度牒出売の本来の趣旨に合致する方
法である。その手続きについては、可慶元条法
事類五〇、節号度牒の項の道釈令に、

おとそ諸空名度牒は、所屬加榜と出だし、童行

を召して請填せしか。…錢を納め足りれば、

当取官は親しく書して給付し、二日と限つ

て、州県、寺觀、法名、年号、度牒字号、

及び元降の年月事因を并びに見在の道數を

具して、尚書礼部に申す。(36)

と記されている。これをみると、唐代の「揚

休明勝への手續まゝと似ているが、唐代では納
 錢後に「告勝」を自写せしめるのに対し、こ
 れでは当該官署の空名度勝に書填して、その
 場で童行に度勝を給付するところが、大まか
 違っている。

それとともに、童行と共に商人を召して売
 りさばみせたとあるのは、少なくとも唐代の
 記録にはみられなかつたことである。商人が
 度勝を買い取れば、販売上の特典が与えられ
 ていたとみられる。右の道敕令の注に、

客人收買して、指定の州に往きて売る者
は、増価収益して出売することを許す。
とあり、指定の州に往つて売れば価格を上
げ、もろけを加算することゝ許されていた。政府
は、こゝしを特典と付することゝ、空名度牒の
売りはほまゝ商人に期待しなうである。売牒
政策における商人の役割を一層はつきり記し
ているのは、次の史料である。

「熙寧三年七月」辛卯朔、上批すらん、昨
こゝ諸路の度僧牒を売ることと罷めしむ。

もともとは商人をして併せて廊延に趨きて錢
 をのこしめ、以つて辺計を助けしめんと欲
 するなり。今、廊延賣る所の余、存する者
 ほとんどの如し。環慶は地險しく土狭く、財
 賦もとより充たおと号す。方に辺事いまだ
 息まお、防秋是れ時なり。度牒千を賜ひ、
 経略司に付して、廊延の法に依り、商人を
 召して錢をのこ^て封楮し、以つて支費に備え
 しお^{へし} (37) 長編二一三)。

前年の廊延路への売牒策が成果を挙げたので、

同じ方法と環慶路でも行わせたのである。北
宋時代は北方の遼と西夏の圧迫侵入に悩まさ
れ、国境付近にはつねに大量の軍隊を配備し
たので、歴代、その軍糧や馬料の調達に苦心
した。このころには、商人に見錢を辺境まで
運ばせ、その代償に見錢、塩、茶、礬等の交
引を榮給し、そのうちを宗師等に持つていかせ
て見錢や現物と代えさせ、現地では納入させ
た見錢で糧草を買い入る方法をとられてい
た。空名度牒の売出し、こうした政策の一方

法として始められたこと、在り史料から知られる。その後、熙寧元豊年間を通じて、度牒の給降おとくに多かつた地方は、陝西四路と河北とであつたのも、在り理由ある。る。

熙寧二年閏十一月の記事で、今一つ注目される点は、度牒価格の現地安撫司の「相度」に委ねられ、當時まが公定価格は定まつていなかつたことである。熙寧年間の度牒価格を調べてみると、後述の王安石の言では、一道

百五十石である。陳裕菁「北宋米価考」(史学
 雜誌一一三)に、おおよそ熙寧七年以前の米
 価は一斗約百文であつたと考証している(一二
 頁)。そうだとすると、一道百五十貫となる
 が、熙寧二年は豊作であつて、韓琦は「去歲
 (熙寧二年)河朔は豊熟にして、常平倉糶す
 る所の白米は、毎斗七十五文より八十五文省
 以^{くらひ}來に過^こさず(忠獻韓魏王家伝八)と述べ
 ている(38)。王安石の言は河北に青苗法を施行し
 た時のことであるから、韓琦の記述はあわせ

ると、河北転運司はこの時、一斗七十五文か
 ら八十五文まで米穀を糶買したことになる。
 才ぬわち度牒一道は百十二貫五百文から百二
 十七貫五百文者となる。また曰長編は二八八、
 元豊元年二月庚辰条には、

度僧牒五百を賜い、三司に付して上供錢

五万緡を兌換し、広南西路経略司に償^ふす。⁽³⁹⁾

とあり、この場合は、一道百緡の計算で上供
 錢と兌換されている。ところが元豊六年にな
 ると、一道百三十貫と定められたようである。

〔元豐六年八月十三日〕詔して歲ごとに度僧牒五百を給し、五年止を限り、錢三十二万五千緡となして、広西經略司に付し、宜州の蠻事に応付せしめ、其の余を以て糧を糴せしむ(40)（宋会要食貨三九一三五）。

〔同年八月〕甲午、環慶路經略司に度僧牒千を賜い、錢十三万緡を買かわしめ、別に封楮せしむ(41)（長編三三八）。

〔同年十二月〕辛卯、陝西轉運使李察に空名度牒五百道を賜い、一每道錢十三万と

なす⁽⁴²⁾ (長編三四一)。

なすと、この年の記録には度牒価格を記すものも多く、いずれも一道百三十貫の割合である。果たして日宋会要に取官一三一二二に、

〔元豊〕七年二月七日、門下省言えらく、度僧牒は已に令に著わして、每道、錢百三十千となす⁽⁴³⁾ (また長編三四二)。

とあり、この令に著わしたのは元豊六年のこととみられる。それ以前は現地官署の裁量にまかされていたから、地方によってその価格

はまきまちであつた。右の尚書者の上言はつ
づいて、

勅を檢会したるに、夔州路転運司は毎道
三百千なりしを、以次に減いて一百九十千
となさしむ。欲すらくは、中書者に送り、
価高き処は、別に旨を取らんことをと。こ
れに従う。

とあり、政府は価格調整を行ひ、著しく高い
地方では漸次価格を下ゆさせざる措置をとつた。
加えて元豊六年十月三日には、一年に焚給す

る度牒の道数を一万と定めている(44) (宋会要
 官一三一二二、長編三四〇)。こうしてみると、
 神宗初年に始まった売牒の制度は、元豊六年
 にいたって確立したといふことかひできる。

最後に、王安石の売牒策に対する考え方を
 うかかってみよう。前述のとく、売牒は新

法開始以前に始まったが、新法が始まると、
 その推行に売牒策が活用され、財政々策上に
 重要な役割を果たすことになった。そこで神
 宗朝の空名度牒下賜の記録は、次の旧法党の

元祐時期に比べてはるかに多かつた。とりも
なおよまず、王安石はじめ新法派官僚が売牒に
積極的であつたからである。ところが王安石
の売牒に対する見解は、次の神宗との問答に
示されている。

熙寧二年、王安石が奏上したとき、神宗
は彼に、「程顥は度牒を売つて常平本錢に
するのはいけぬか、どうか」と問
うた。安石は答へた、「程顥の意見はたし
かに曰王道の正とではありますか、臣か思

いますのに、是れは可王道の権臣に達して
いません。——今、度牒で得られる粟は凡そ
四十五万石であり、もし凶年に人ごとに三
石を貸したとすれば、十五万人の生命を全
うすることになります。今、凶年に備える
ために、豊年のときに貯えようとして、
国の財政ではまかぬい切れません。そこで
祠部度牒を出売し、三千人の頭を剃髪する
ことによつて、十五万人の生命が救われる
のであります。もし是れをいけぬとする

のたう、王道の権（政治の方便）を知らぬ
ものですしと⁽⁴⁵⁾（群書考索後集六三）。

程顥はこの年、御史中丞呂公著の推薦で、
沢州晋城县令から太子中允、権監察御史裏行
となりて中央に戻り、神宗と王安石の信任を
うけた。新法立案機関である制置三司条例司
の要請によつて、八人の少壯官僚が諸路の農
田、水利、賦役の実情調査に派遣されたとき、
彼もその一人に選ばれ（もつとも彼の「行状」
にはそのことに触れない）、はじめは積極的

に新法立案に参画した。しかしやがて王安石と意見が合わなくなり、しばしば新法を批判し、熙寧四年に簽書鎮寧軍節度判官と成つて地方に出た。右の問答は、熙寧二年九月、前述の王広廉の献言によつて、度牒数千道を常平本錢として、河北に青苗法を実施することにした際に交わされたものとみられる。その答えにあるように、王安石は、たかだか三千の僧をつくることによつて、それに五十倍する十五万人の生命を救うことかひ変わるのだ、

といふ極めて割り切つた、現実的な考へ方であり、程顥のような意見は政治の権道を知らぬ教条主義として斥けているのである。ここにも人民救済を重点に置いた王安石の、すくわれた政治方針をみてとることかひなきよう。しかしそれは、仏教々団に対する優遇政策を意味するものではなかつた。一方では、従来免役の特権を拵つていた奔親にも助役錢を課し、負担の公平化をはかつているのである。

もとより王安石にしても、際限なく度牒を

榮給しようとは思つていなかつたであらうが、
 一旦売牒が始まると、年ごとに榮給道数は増
 加した。元豊年間には一年一万道と定められ
 たが、北宋末の徽宗朝には三万道にも達した。
 岳珂曰 愧鄭録曰 九万歳降度牒に引用する趙
 挺之曰 崇寧辺略曰 には、

上毎に蔡京に諭して、近辺に多く軍糧を
 蓄えしむ。又累歳登穂なるを以つて、時に
 乘じて加糴せしめんと欲す。京、ただ肆に
 詐欺をなし、毎に某処すべし若干万数の糴

本ありと奏す。その実すぬわす是れ度牒及
び東北塩鈔等のみ。度牒は毎歳まゝに一万
を輸出すべきに、今、正月より四月終に至
るまで、おむに二万六千を輸出す。てめし
て辺人の買う者絶すなり⁽⁴⁶⁾。
とあり、度牒増嘆の責を蔡京に帰してゐる。

価格の方も元豊六年の百三十貫文から、元祐
年間に百七十貫文、徽宗の建中靖国元年には
二百二十貫文と高騰した。しかし度牒が大量
に出廻わつたために、民間では価格が下落し

て、大觀四年（一一一〇）には九十貫以下になつた。そこで「あらゆる天下の宮觀、寺院の毎歳の撥放、試經と、夫の尚書祠部出だす所の度牒とは、並びにかり権に三年住やめ、大觀五年より始めとぬすレ(47)（宋会要取官一三一二三）こととした。さらに宣和二年（一一二〇）六月十七日、「あらゆる天下の毎歳、間年の撥放、試經、特旨等の度牒、紫衣師号は、並びに五年給降を止め、レ度牒のレ印板を毀棄したレ(48)（同三三二四）。同時に在京官司、庫務に保管してい

る空名度牒と紫衣を毀抹せしめたが、州界に
あるものは旧のとおり通用されたので、空名
度牒を全廢したのではなかつた。⁽⁴⁹⁾この措置は
時効のきた宣和七年(一一二五)六月二十一日よ
り、さらに三年間延長した。⁽⁵⁰⁾しめしその二年
後、北宋は滅亡(靖康の変)し、この措置も
また立ち消えになつた。なお徽宗朝の売牒政
策について、塚本⁷道君皇帝と空名度牒政
策しに詳しい。

四、高宗の度牒住売策とその影響

1. 南宗初期の売牒

金に追われ、江南に遷徙した南宋朝廷は、莫大な軍費の財源を欠いたため、ふたたび大量の度牒を発売して、その収入に依存した。これはならなかった。要録二六、建炎三年（一二三九）八月丙辰条に、「渡江の後、軍興り費広く、用度は多くこれ（度牒）に仰ぐ」とあり、趙彦衛曰、雲麓漫鈔四には、「紹興中、軍旅の興るや、用度急にして、度牒出たす」とあり、

と節なく、一時に、路として僧に逢わねるはた
し、その語あり(52)とまで述べる。具体的には、
再興のはじめ、各地で新兵を招募したお、ま
ったくい小ほりの錢糧を要するかも計らず、た
た度牒と紫衣の売上に頼っていた(53) (要録一)
といふ。また建炎四年(一一三〇)十月壬午、江
西路に上供経制算錢三十万緡、米十五万斛、
銀帛五千匹兩、甲五百副、度牒五百道を賜わ
り軍費としたお、実際に中央から下賜された
のは度牒のみであった(54) (要録三八)といひ、

南宋初期、いかに財源を度牒に依存していたか知られる。度牒の外、建炎二年(十一月)には四字師号を二百貫で売り出されている（仙祖統紀四八）。紹興年間には、度牒の発売数はますます増加し、四年(二言)九月壬子、川陝荆襄都督府に下賜された度牒は、一回に二万道にのぼった（要録八〇）。二年二月癸酉の王居正の言にも、「祠部が歳々諸路に降せる空名度牒は、各々五、六万を下らざし」（要録五一）とある。

重要な財源であったが、政府は民間に
出まわす偽造度牒に目をとひのうせぬはたうた
い。度牒の偽造は北宋末から問題にたつてお
り、宣和二年（一一二〇）、邵武軍百姓陳枢等が
度牒百九十三道を偽造貨売し摘発されたのを
機に、^{およそ}関防を嚴重にして、

諸度牒の印板を偽造する者は徒二年、す
べに印せる者は一等を加え、並ひに人の告
ぐるを許す。

諸度牒を偽造して、書填の官司、検察せ

ざる者は徒二年。

との条法がつくられ、政和詐偽勅に入れられたた(59)(宋会要职官一三一二六)。南宋になると、建炎三年八月、戸部郎中朱異らの上言によつて、従来の度牒が黄紙に印刷したもので大量に偽造しやすかつたので、これを綾紙に改め、さらに茶鹽鈔引法に改らつて、度牒の面背に礼部及び祠部左右司の印を捺し、また割印と十字文番号とを付した合同号簿を諸路提刑、転運司等に降して、度牒の交付を嚴重

たするなどの「新法」を制定した。その上、
度牒価格百十貫に綾紙工費錢十貫を添え、一
道百二十貫で出売した（同一三一三七〜三三二）。し
おしその後、偽造は絶えず、紹興元年（一一三一）
三月八月、越州觀察推官章識は偽印度牒四十
九道を看破して表彰され⁽⁵⁶⁾（同一三一三一）、同年
十月、四年八月にそれを知れ偽造度牒を見破つ
た官吏^{（57）}を推賞する規定をつくられ⁽⁵⁷⁾（同一三一三三、
三三）など、政府は偽造摘発にやっきになった。
度牒を発売しても、それに買手がつかぬ

水は、結局は人民に強制的に割りつける（料配、配売、抑配）こととなる。その傾向はすでに北宋末にもみられ、南宋初期になると、その弊害を指摘する声（上層）高くあつた。一例を挙げると、右文殿修撰季陵は言う、

單興より以来、朝廷降す所味、おおおぬ誥（官告）牒（度牒）多く、強いて以つて民に奪うるに非ずんば、則ち售（58）水す（要録五四）。

それとも財政補填のために続々と大量に茶給

さめるため、民間の度牒価格は下落し、紹興
六年（一二三六）には、「度牒を配売することま
すます多く、官直百二十千なるも、民間は三
十千のみ⁽⁵⁹⁾（要録一〇〇）」という状態になつた。
そこで度牒の發給停止を求める議がおこり、
同年四月丙午、諸州の試經によつて給降する
度牒の三分の二を仮に發給停止し（同一〇〇）、
同七月癸酉に童行の試經を三年間停止した⁽⁶⁰⁾。
同一〇三、又、宋会要職官一三一三三）。さらに七年
六月四日、「度牒のあらゆる臣僚の恩例、及

が試經、揆放、并ひに給降支使等、並ひにす
 べに降せる指揮に依つて住給せしめた⁽⁶¹⁾（宋
 会要取官一三一三三）。これらの措置は、度牒の
 新たな發給を停止することによつて、民間に
 出まわる度牒の数を減らし、価格の下落を防
 ぐことにあり、宣和の措置同様、空名度牒は
 依然として出売されていた。同年閏十月二十
 四日、宰執は、權貨務が出売する祠部度牒は、
 遠方の者は買ふことかひきないのて、諸路に
 分配しむいとの案を進呈した。是れに対して

高宗は、州界の百姓に科敷することになるの
を案じたが、宰相（趙鼎）らは、州界にノル
マを課すだければ科敷の弊はおこらないと奏
上し、そのまゝ不安な高宗は、つよろしく嚴
しく約束して、人民に患を与えないようにし
と念を押した（62）とある。この時期でも、
宰相らは空名度牒を積極的に売りさばこうと
していたのであり、癸給停止を推進したい高
宗の意向に反するものであった。

2、度牒仕売と高官の見解

紹興十二年（一一四二）、宋金間の和議不成立したのち、全面的な度牒發給停止策が実行されることになった。

紹興十二年五月十四日、詔するに、礼部の度牒は五月十四日より以後、權かりに給降を住やめよ。その紫衣、師号は、軍需に応副するを除くの外、余は並に住給せよ。仍お

紹興七年六月四日の旨揮に依って施行せよ。

（宋会要職官一三一三三）。

ここに高宗はおねておらの度牒停止といふ宿

願を、ようやく実現させた。翌十三年正月にも、「行在は今（正）月十六日より、諸路州軍は指揮到るの日より、先にすでに降せる度勝は、更に出売せよ、見在の数は拘收して、尚書者に繳申せよ」⁽⁶⁴⁾（同一三一三三三四）との詔が出され、従来試みられた部分的停止策とは異なり、すでに支給された度勝も出売を止めて回収するといふ徹底したものであった。かくてこの政策は紹興三十一年二月まで、および十九年間続行され、仏教々団に対してはも

とより、一般社会にも大きな影響を及ぼすことになった。

この度牒発給停止について、高宗はきわめて積極的であった。紹興十三年六月、朝臣の多くはなお売牒による財政の補填を主張したが、それに対して高宗は、「朕はそうは思わぬ。一道の度牒で得られる銭は一、二百貫にすぎない。それによつて農夫一人が減れば、損失は一度牒の利にとまらぬ」と述べ、つもし十数年も発給を止めれば、僧尼はあ

おとすなくなるかろうしといつた⁽⁶⁵⁾（要録一四九）
また前年二月丙午、臨安府に度牒の下賜を乞
うた時にも、「昔の皇帝は仏教道教を消除し
ようとして、あるいはその像を毀し、あるい
はその徒を廢したか、いふれも當を得た措置
にほなく、徒々にしてまた熾んになつた。今
度牒を撻放しなけりば、二教を次第になくす
てとびきて、わが儒教の道に勝ることにな
るのた⁽⁶⁶⁾（要録一四五）と、過去の排仏策は効
果がたかつたと批判し、度牒を焚給せよ、新

友に僧道をつくらぬいようにするの如有効で
 あると述べ、度牒住持策に自信のほどを示し
 た。二十七年八月、礼部侍郎賀允中に語った
 言葉にも、「仏法は漢の明帝の時から中国に
 伝入して、ついに廢するところなきぬい大き
 な存在となつた。朕もこれを絶滅しようとは
 思つていない。ただ僧徒が多くなれば、それ
 だけ農民にぬい者みふえるのを恐れる。たか
 ら暫らく度牒を停めているのだいとおある(67) 仏
 祖統紀四七し。

このよりの現実的漸進的故仏教々国の規制
を主張する者は、宋代において、高宗以前に
も存在してゐた。北宋中期の王禹偁（九五四—
一〇〇一）は、真宗の上つた奏疏五事の第四「僧
尼を少汰し、疲民として耗むからしむるの項
で、国費を消耗する僧尼の少汰を勧めたが、
ただ「もし陛下が即位早くなつて、この連中
を驚駭させたくないと考えらるゝなら、二
十年間でも、得度させお、寺を修築させなけ
れば、仏教はおのちと銷鏹するにしよう。」

れも弊害を救う一つの方法として進言した。
 (宋史二九三)。

王禹偁よりやや後の宋祁(九九八—一〇六六)は、
 西夏との戦争がおこって財政が逼迫してきた
 時、上疏して財政の三冗を指摘した。その一
 冗は「僧道日に益々多くして定数なきこと」
 を挙げ、その冗を去る方策として、「僧道の
 すでに戒具を受けた者は、しばらく旧のまま
 とし、その他の者(童行など)はことごとく
 還俗させて民とすれば、耕夫織婦五十余万人

か得られると献言している⁽⁶⁹⁾（宋史二八四）。

さらに北宋中期の思想家として有名な李覲（一〇〇九〜五九）は、排仏論者としても知られるが、彼の「富国策」第四に、親老を毆（駆逐）する方法として、「止度人」と「禁修寺観」とを挙げ、「度人を止めれば、また得度していない者（童行）は期待する所がなく、つて皆罷めて農村に帰り、寺観の修築を禁止すれば、已度の者も安居を乞ふが、罷めて帰る者も出てくるであろう。還俗（なま）たし

ても、数十年もたてば死亡していなくなる。
 このよりにすれば、執老の徒は歐逐すべき。
 と述べる。そして第五では、韓愈「原道」中
 の「人其人、火其書、廬其居」を挙げて、こ
 れは「これと言ふこと太だ暴、これと歐おうこ
 と漸したまし議論であると批判する。何故なら
 彼らは「飽食安居し、その風習は才さいに久し
 い。一旦、數十百千を歛あつめて、これを冠かん（鬘俗）
 させると、彼らを警擾すること甚しいし、か
 らある。だから漸々に驅逐するのがよしい

と述べている⁽⁷⁰⁾(直講李先生文集一八)。

以上の三人は、ともに真宗、仁宗朝に活躍した政治家あるいは思想家であり、置かれた立場の違いはあっても、親老とくに仏教大団対策において共通する意見をもつていた。

三人とも、現実に存在する教団を一挙に撲滅することは、いたずらに社会に混乱を招くだけであるから、現存する僧尼は一応そのまゝにして、童行の得度を認めお還俗させるなら、僧尼は自然に減少して遂にはなくなつてし

まうものだとみて、韓愈のよるな極端な議論
非現実的な対策を弁じている。こゝに考え
方は、上述の高宗の見解と軌を一にするもの
であるばかりではなく、宋代の政治家にある程
度共通するものであった。彼らはおおむね現
実に即した対策を考え、三武一宗のよる
な廢仏策をとらねに、漸次教団の力を削いで
いき、一方、現実に教団が存在している限り
は、それを社会政策、財政の策に利用してい
くことに各かゝつた。前述の王安石の

売牒に対する考え方や、後述の福建の行政と
寺院の關係などは、後者の好例である。ちな
みに韓愈の「人其人、火其書、廬其居」とい
う句は、後世の議論にも實現不可能な極論と
して引用されることお少なくな⁽⁷¹⁾い。

すでに北宋中期に出されていた僧道削減策
は、南宋の高宗にいたってようやく實現をみ
た。高宗にとっては得意の政策であったろう。
史籍に記された彼の言葉は、自信に満ちてい
る。しめしその功を高宗のみに歸すべきでは

ない。おしろは、抗戦をつづけた軍閥を
解体して対金講和を成就した、宰相秦檜の手
腕に負うところが大であつたよである。口

要録四一六九に彼の功罪を記した中に、

又、僧道太だ冗たるを以つて、乃ち度牒

を濫かす、暗にその弊を消し、民をして本

(農)に務むること(72)を知らしめ、これによ
つて中外少しく安んず。

とあり、売牒停止策を彼の功績として高く評
価している。彼は紹興十一年、すなわち売牒

停止の前年、金との国境地帯に三統領所（の
方に四川を加えて四統領所）を設置して軍糧
調達に当らせるなどの財政機構改革を行った
が、売牒停止策はこうした改革なしには実行
不可能であったと思われる、両者は一環の政策
とみられる。しかしたゞして売牒停止策の道を開
き推進したのには、実は秦檜であったとみて間
違いないであろう。

3、売牒停止の効果

高宗は養給停止を十年も続ければ、僧尼は

おのずから減少するであろうと期待したが、果たしてその成果は拳がったのであるか。停止期間中の臣僚の上言には、これによって僧尼が減ったと述べる者が多い。それらは単に皇帝に対する追隨の言ではなく、事実としてその効果とあらわしていったようである。その点を具体的事例によって明らかにしよう。すなわち、有任の僧尼の中には癸給停止の紹興十二年（一一四二）から三十年（一一六〇）間に得度した者があつたか、どうかである。

この点を調べるのに便利な工具書は、陳垣
日釈氏疑年録の十二卷（一九三八年刊、六四年重版）
である。本書は仏教典籍、僧伝、語録のほか
文集、地方志さらには金石書まで博綜して、
仏僧の生卒年代を校訂し排列した、いわば中
国歴代僧伝索引であり、わか堯恕の僧伝排韻
とならぶ必携書の一つである。しかしその編
纂方法に欠陥がたいわけではない。第一に、
収録するのは僧に限らず尼を収めたいことで、
その理由は明らかでない。第二に、俗人の生

卒年表一疑年録の体例にならうたため、僧伝
 上の特殊性を配慮していないことである。な
 らども僧伝にとつて生年より以上に重要な事
 項は、法臘（坐夏、夏臘、戒臘、法歳、僧臘、
 夏などともいう）であるが、本書にはその記
 載がない。法臘は具足戒を受け比丘、大僧と
 なつて後の年数のこと、夏安居を終る七月
 十五日を歳の終り、翌十六日から新歳とす
 る。およそ高僧伝のうち、道宣曰続高僧伝に
 て、年齢とともにこれを記すのは、梁の慧約

（卷六）のほか六例にすぎないが、贛寧曰宋
高僧伝になると、律師道宣或はじまり、唐後
半の僧の伝記には、法臘年数を記すものもあ
わめて多い。これにつづく宋代の僧伝にも、
法臘を記すのが一般的である。ただし、唐と
宋では臘年の意味がかなり相違する。具足戒
を受けられるのは、インド以来二十歳となつ
ており、事実、曰宋高僧伝に所載の僧尼はお
おろそか二十歳、若くとも十八歳で受具して
いるが、宋代になると受具の年齢は下り、例え

は天台四明派の巨匠知礼（九六〇〜一〇二八）は十
 五歳で真足戒を受け六十九歳で卒したから、
 臘五十四と記されている（釈門正統一）。ま
 た義宗（一〇〇五〜八一）は卒年七十七、僧夏六
 十五とあり、法臘は十二歳より始まる（山右
 石刻叢編一四、王宥撰塔記）。さらに甚しい例
 は、会稽の智性（二〇三〜九二）の場合、卒年九
 十、坐八十三夏とあり（渭南集四〇、塔銘）、
 法臘は実に七歳に始まっている。つまり、宋
 代には受具の年齢が二十歳に拘わらなくなっ

たほかん、しばしば「祝髪受具」など、兩者
 を併記されていて、剃髪得度即ち受具とみな
 されていたようである。そればかりか、受具
 如何にかあわらね、得度の年から法臘年数を
 数える場合すらみられる。例えば、元行端
 は十二得度、十八受具、卒年八十八で臘七十
 六とあり、明らかに法臘と十二歳から数えて
 いる（続伝燈録三六）。こうした変化があらわ
 れたのは、いまでもよく宋代に度牒制度が
 確立し、また売牒が行われるようになった、

受具より得度とのちの、すなわち度牒を得た
 年の方が重視されるようにしたからである。
 つまり、宋代ではおおむね法臘の始めは得度
 の年齢と指すとみてよい。そこでわかれわかれは、
 僧尼の卒年から法臘年数を差引くことによつ
 て、逆にその僧尼の得度年次とその年齢を知
 ることになり得るのである。このよくな操作に
 よつて、問題の紹興十一年(一一四一)から同三
 十一年(一一六一)間に得度した僧を司叙氏疑年
 録から選び出すと、次のごとくである。

僧名	生卒年	法臘	得度受具年次	同年齡
1 袁州慈化普港印肅	一一五一—一六九	二八	一一四一(紹興一一)	二七
2 臨安南山慧因寺善慈	一一二七—一二〇四	六二	一一四二(〃一二)	一六
3 四明育王弘照德光	一一二一—一二〇三	六〇	一一四三(〃一三)	二三
4 杭州菩提寺師簡	一一三八—一二〇八	四七	一一六一(〃三二)	二四
5 雷庵正受	一一四六—一二〇八	四七	一一六一(〃三二)	一六
6 靈隱松源崇岳	一一三一—一二〇二	四〇	一一六二(〃三三)	三一
7 婺州臥龍破菴祖先	一一三六—一二一一	四九	一一六二(〃三三)	二七
8 湖州寶雲寺了彬	一一三六—一二二三	五一	一一六二(〃三三)	二七
9 四明天童無用淨全	一一三七—一二〇七	四五	一一六二(〃三三)	二六
10 天童山息菴達觀	一一三八—一二二二	五〇	一一六二(〃三三)	二五
11 天竺北峯宗印	一一四八—一二三三	具戒 一五歲	一一六二(〃三三)	一五

この表で明らかになように、紹興十四年から同三十年の間に得度受具した僧は、少なくとも伝記が現存する者の中には一人もいないのである。了徳光は十三年で、癸給停止令が出た翌年にならぬか、この年正月二十五日の詔に、

未だ住売せざる以前に收買せる度牒は、
 既に未だ限を立てざる以前に買入せるもの
 に係れば、自ら書填せしめよ(174)（宋会要取官
 一三一三四）。

とあり、停止令が出される以前に買入っていた
 度牒は有効であったから、徳光はそのケース
 に該当したのであろう。

それとともに、右表の十一人中八人までが
 紹興三十一、三十二年に集中していることは、
 注目される。日新氏疑年録上に収めぬい尼僧

の場合でも、大慧宗杲の弟子妙総（一〇九五〜一一
七〇）は紹興三十二年に「祝髮披緇」してゐる（175）
（仏祖歴代通載二〇）。その時、彼女は実に六
十八歳に達してゐた。これは特殊なケースであ
るが、右表の八人中六人の法臘開始年齢が
二十歳を越え、宋代の慣例ならずれば相當に
高齢である点も注目しなげればならない。と
りもなおおさず、度牒の發給がなかつたため得
度できなかったからである。そして、紹興三
十一年、度牒の解禁になると、僧尼志願者は

度牒を買い求めることになつた。樓鑰「延慶
 覺雲講師塔銘」(攻媿集二〇)に、

時に度牒再か受戒者に頒たるや、僧吏邀
 取することあまり甚なし。師ために成規を立て、
 十の九を省く。沙弥今に至るまで、これを
 徳とす。(76)

とあり、この時、度牒を給事務をつかさどる
 僧吏は、こつと押しかけた志願者から貪欲に
 賄賂を取立てたという。

以上によつて、高宗の度牒を給停止令は徹

底して行われたことのみ分り、新しい僧尼が
生まれぬいから、この期間に僧尼の数は自然
減少をたどつたことも、容易に推察できる。

その結果、寺院経済にも大きな影響を与える
ことになった。僧尼が減つたために無住の寺
院がふえ、政府はその財産を没收して州県学
筭に入れる施策を行つた。日要録四一六三、紹
興二十一年（二五一）九月戊戌朔の条に、

上、大臣に謂いて曰く、度僧せざるに縁
り、常住多く絶産あり。それ戸部をして併

かに撥して以つて学を贍^{はきわ}せよと。既にして
 本（戸）部、提挙司として籍を置いて拘管
 せしめ、その勅額なき菴院も、亦これに依
 つて施行せんことを乞ふ。これに従⁽⁷⁷⁾う（又、
 宋史食貨志上一）。

とある。なかむも宋代、仏国と稱せられた福
 建には、これを機会に寺院の整理を推進され
 た。第四章で論ずるところ、福建は唐末以来
 急速に開教が進んだ地域であつたが、仏教も
 その開教にともなつて發展し、ことに五代に

閔国を建てた王審知とその後継者たちは篤く
仏教に帰依し、田土を三等に分けて、上等の
膏腴田はこごとく寺觀に与え、中、下等田
を土著疏寓の人々に与えるという、極端な寺
觀優遇措置をとつた。その所有關係は宋代に
ひきつがれ、福建では寺觀とくに仏寺が最大
の資産家であつた。代々の地方官はこの莫大
な財産を福建の民政に活用することによつとめ、
諸種の上納金は住民に負担させずに寺院に納
入させ、橋道等の土木工事を寺院僧に請負

わせるなど、住民の負担を寺院に肩代りさせ
 た。そこで福建では「寺院は民の保障なり」と
 いわれた。そうした土地柄であったから、
 売牒が行われた時期には、福建は中央政府に
 とってドル箱の一つであった。紹興五年、知

福州張守は度牒売上金百餘万緡のうち⁽⁷⁸⁾錢三、
 四十万を朝廷に進上して褒賞にあずかり⁽⁷⁹⁾要
 録八四、同十一年、知漳州張俊もまた六十三
 万緡を節次に朝廷に送り国用を助けたといふ
 ことで、奨諭を賜わった⁽⁷⁹⁾（同一三九）。

ところ以上記の絶産没官の命令かひると、
福州へは紹興二十二年春、司農寺丞鍾世明が派
遣された。日朝野雜記と甲集一六に僧寺常住
田には、

紹興中、高宗嘗つてその絶産を取つて郡
国に隸して士を養わしむ。久しくして祠部
度牒を帯ぐこととを住め、その徒寢シキリに微なり。
二十三年春、司農寺丞鍾世明に命じて、閩中
に往きて寺觀の絶産を措置せしむ。租賦及
び常住の歳用より外、歳々羨錢三十四万緡を

得て、左蔵庫に入れしむ。⁽⁸⁰⁾

とあり、熊克口中興小記四五も紹興二十二

年二月辛酉条に同記事を載せるが、これには

鍾世明のつた措置を「凡そ僧道の見存する

者は計口給食し、余は則ち寛剩の数となし、

籍して官に歸せしむとある。⁽⁸¹⁾ この余剩の錢

をとくに贖贖錢とよび、前述のごとく、その

後もこれか中央、地方財政を潤すものとなっ

た。要するに、紹興中の売牒停止策は莫大な

福建寺院財産の一部を没官する政策を促進す

ることになつたわけで、これは顕著な経済上の効果といふことかできる。

高宗の度牒發給停止の政策は上記のよるな成果を収めたが、もとより詔命に違背し法網をくぐつて不正を働くものは存在した。例えは鄭剛中は四川宣撫副使のとき、朝命に違つて度牒を出售し、錢五十五万緡をもうけたこと(82)で罪をうけた。不正行為の最たるものは、死亡した僧尼の度牒は政府に返還しなけりばならないのに、寺院の主首や州

果は之れを返納せず、法名等を洗改して童行
 に売りつけ得度を許すことであつた。一旦効
 力を失つた度牒が生き返るといふので、こゝ
 した度牒の書きかえを「反魂」といつたとい
 う⁽⁸³⁾（要録一六八、中興小記三六）。それに対し
 て政府は紹興二十五年二月乙未（同右）、二
 十七年十二月十五日（宋会要道統一一三五）、
 二十九年閏六月十九日（同書職官一三一三四）、
 三十年二月庚戌朔（一日）（要録八四）と、毎年
 のごとく禁令を出し罰則をきびしくして、その防止

に つとめた。しかしこゝした不正を根絶する
ことは至難であり、売牒再開後も幾度となく
禁令が出されていゝる。また、より手っ取り早
い方法は、度牒なしに剃髪し僧になることで
ある。いわゆる私度僧であつて、南北朝以来
つねに問題にされてきたが、ことに度牒が發
給されないと、その傾向はいつそ強くなつ
た。

紹興十九年七月三日、上曰く、官、度牒
を給売せむること、すべしに十余年なり。訪

聞したるに、多く度牒なくして輒ち披剃する者あり。礼部をして措置禁止せしめ、ややその罪を重くし、仍お人の告ぐるを許すべしと⁽⁸⁴⁾（宋会要取官一三一三四）。

ここに高宗が「すむに十余年」というのは、住売開始を紹興六、七年にしているからである。

度牒をもたず不法に僧尼となる者のほかにも、度牒をえられぬままに寺院に住み込み、あるいは有髪のままに宗教活動をする者が、

この時期にも少なくないたようである。そして、
右現象を大きな社会問題とみて、これを理由
に度牒発給の復活を求めた者がいた。次に、
そして右復活論者の意見をみてみよう。

4、度牒復活の要求とその意見

すでに紹興十三年、高宗の言に「言者はみ
な度牒を売って国用に資せんと欲す」(仏祖
統紀四四)とあるように、この施策のはいめ
から反対の意見は多かったようである。また
二十六年二月にも、高宗は「王大宝は近ごろ

又度牒の發放を請うたが、殊に朕の意を曉ら
 ぬものなり。人は多く度牒を鬻ぐのは利益かあ
 るとし、また人主の壽命を延ばせると主張す
 る云々⁽⁸⁵⁾（要録一七一）と述べており、このこ
 ろになると、いふ人な理由をつけて度牒の復
 舊を求めざる者が多かつたようである。ただ記
 録に残る度牒贊成論は少なく、管見では志船石
 の意見（仙祖統紀四七）と王之道（一〇九三―二
 六九）の「乞売度牒釋軍糧劄子」（相山集二二）
 とにすぎない。前者の説は次のごとくである。

述べて曰く、高宗聰明にして権道に達せ
らる。故に度牒を放たず、まさに僧を抑え
以つて農を助けんとす。古人の排仏の心と
く、正に不耕を以つて国蠹となす。政の本
を知るを謂うべし。然れども嘗つて之を論
からく、今の僧たる者、いまだ学道を以つ
て之を言うに暇あらず。或いは兄弟の衆多
なるに迫られ、或いは田なくして耕さざる
に因る。皆天下の間民なり。深山蛇虎の郷、
辺海介鹵の地は、田にあらざるなり。出家

の士、衆力を率い、志願に憑り、幸にして
開いて敵をたすべし。皆天下の間田なり。

知人や今の農となる者は常に多く、常に天
下の田の少なきに苦しむ。しおして寺院の
産は常に定まる。間民をして僧となさしめ
おんば、則ち農益々多し。農多くして常に
田少なければ、農始めて病み、去りて高賈
となり、百工となり、遊乞となり、倡優と
なり、末に趨る者紛々然たり。又なる能わ
かんば、則ち海に盗み、陸に劫し、所とし

て為さざるなし。然らば則ち間民を駆りて
之を僧とすること、是れ亦政の権道たる
なり。講明せざるべけんや⁽⁸⁶⁾。

こゝは仏教側からの議論ではあるが、志磐
が度牒の必要性を社会政策上から説いている
点に、とくに注目したい。僧尼に属する者が貧
民出身者^体ありとはいえないまでも、一家の
口べらしのため、生活の糧とするために仏門
に入る者は多か^らた。↑ゆきづまり者、僧と
なる(無法子、就做和尚)の誇⁽⁸⁷⁾が生まれる所

以である。そして存観は、中国の社会におい
 て「間民」の受け皿的役割を果たしている、
 という志磐の指摘は、誤っていないのである。
 一例を挙げよう。北宋末の宰相蔡京は居養院、
 安濟坊、彌天園などの施設をつくり、福祉政
 策に力を入れたが、その一つに、「遺棄す小
 し小兒は、人を雇って乳養させ、
 院が養って童行とすることと聽す」⁽⁸⁸⁾（宋史食
 貨志上六）という施策がある。これはまさしく
 存観が孤兒院の役割を負い、棄て子は存観

に養われ、て童行となり、やがて僧尼となつて
いつたことを示すものである。

一方、後者の王之道は、売牒停止の結果生
じた弊害を挙げ、その復讐を要求した。右の劄
子の中で、

異時、國家は常に暗に丁壮を失うを慮
れ、僧道度牒を売ること禁せり。しかし
て游惰の徒は、耕すおして食ひ、蚕せおし
て衣ること利として、披剃披帶せおとい
えども、例として参頭、道者を以つて名と

返し、至る所に雲集し、往々見存僧道の數
 に三、兩倍して、その暗に丁壯を失うと均し
 まなり。(89)

と記す。ココにいう参頭とは、いまた得度し
 ていぬい行者のうちで高年旧参の者であつて
 諸行者の首とある者をいう（道忠曰 禅林象
 器筭曰 二九九頁）。また道者とは、後章の「宋
 代浙西の道民について述べるように、僧
 や道士を指す場合もあるが、宋代では有髮で
 未得度者を指すことも多い。道忠は「童行ま

た道者と稱す（同書二九五頁）と説明するが、
可仏祖統紀二八の倪道者のように「家を棄
てて道者となり、小菴を建てて專意念仏する
（20）在俗の敬虔な宗教者や、白衣道者として為
政者から邪教徒と目される者にも、道者の稱
呼を用いた。要するに、兩者とも得度せぬ有
髮のままの宗教者を指すのである。

志磐と玉之道とは時期、立場とも異なるが、
ともに社会政策上から売牒停止策に反対し復
活を要求している。この停止策の結果、前者

は失業者が糧をうる道を開かすことになつた
 とし、後者は「游惰の徒」が度牒をもたずに
 寺觀に寄食し、あるいは違法の宗教者となつ
 ていて、目的とする「壯獲保」の効果はない、
 という。ともに当時の実情を指摘するものと
 いわねばならぬ。度牒發給停止は高宗の目
 論見とあり、僧道の数を減らし既存の教団勢
 力を弱める点で成果を収めた。しかし一方で
 は、僧道になる道が開かされた結果、「間民」
 は私度僧となり、あるいは参頭、道者と稱し

て有髪未得度の宗教者とたり、その数は現存
僧道の二、三倍にものほつて、必ずしも農
民の増加に結ぶつかはかつた。かしろこの政
策の既存教団には頼らない半僧半俗の宗教集
団―後に述べる道民とか白蓮結社など―を育
み發展させることになつたとみられるのであ
る。しかもこのようは趨勢は、売牒再開後も
引きつがつた。

五、売牒の再開

紹興三十一年（一一六一）二月二十五日、度牒

の出売が再開された。その直接の動機は、宋

金の和平が破れて金の海陵王の南侵がはじま

り、ふたたび軍備に急を要したからであった

が、二、三年前より復活を望む声が高くなり

押えられなくなつたことも、その理由に挙げら

れるよう。再開されると、僧道志願者が殺到

したことは、前述のとおりである。以後、売

牒は南宋末まで継続され、社会経済に種々の

波紋を投げかけた。それだけにこの時期の文献とくに文集等には、度牒に關する記述が多く、その影響がどのについて具体的に知ることかできる。なおこの時期には、特旨による度牒下賜はままあつたが、試經度僧や普度は行われず、ほとんど知売牒であつた。

先か再開後の度牒価格の変遷をたどつてみよう。再開当初、一道五百貫、それに綾紙錢十貫を加えて五百十貫で出売された。停止前に比へて実に五倍近い高価であつた。癸給數

も紹興三十一年から九年間に十二万道あまり、
 一年平均一万三千道にのほり（朝野雜記甲集
 一五）、いかに政府が資金調達に売牒を頼りに
 していたかかうおぼゆる。しかし高ずおて
 売りまはけないたため、再開の翌年には三百十
 二貫、隆興二年（一一六四）には二百五十貫と減
 価しているが、いぢれも臨時の措置で、公定
 価はやけり五百貫であつたらしい。乾道五年
 （一一六九）一時発給を停止したけれども、それ
 も東の間、翌年春には一道四百貫で出売、見

錢と会子と中半で買わせた（宋会要脞官一三
三五）。ところが富豪はこれを買占めて、從來
どおり五百貫以上で転売してもうけるとい
弊害が生まれたので、淳熙四年（一一七七）手直
しして四百五十貫にし、もとの公定価に近づ
けた（同一三―三六、三七）。その後、淳熙九年（
一一八二）に五百貫、十二年（一一八五）に七百貫と
値上げし、光宗時には八百貫、後述の公田法
の施行時には九百二十貫になった。これは政
府の定めた公定価格にすぎず、実際には一千

貫以上に及びることがあった。また米に換算し
 て納めさせる場合も多く、その時はおおよそ
 一道三百石で交換し、北宋の神宗初年に比べ
 てすでに二倍であった。たがこの場合は米価
 との換算の問題であつて、朱熹「乞借撥官倉、
 降度牒、及推賞獻助人状」(朱文公文集一六)
 に、「度牒換米、すでに旨を得て降さると
 いえども、米数はなほ多く、度牒一道、計
 るに錢千五百緡に當ると述べて、現実には公
 定価の倍額にもなつていた。そこで彼は「

こを以つて、今に至るも皆いまだ応募する者
あるを聞あす。よその度牒も亦乞うらくは、
半価に裁減し、ただ一百石(五十)となさんしと、減
額を申請した。(91) また四川では、この地域での
み行用された川銭引との対価は、淳熙五年（
一一七八）に度牒一道銭引八百道、のうち一千道で
あつた（宋会要取官一三—三七）が、「蜀中の
度牒、官直千引なるも、民間には千六百引
に至ると云う(92)（朝野雜記甲集一五）と、官直の
一・六倍に及び、「僧道は金銭をもつていて

も、度牒を得られぬ^L(同)状態であった。さ
 らに嘉定初(一二〇八)、四川総領所は庫管の金
 、銀、度牒を出して錢引半界を回収した時、
 度牒は毎道一千二百緡であった⁽⁹³⁾(朝野雜記乙
 集一六、四川収兑九十界錢引本末)。

もともと売牒は財政補填の最後の手段であ
 ったはずだが、南宋後期になると、国家の
 用度を紓ふ^の所以の者は、僧牒と鬻爵とのみ
 し(宋会要取官一三一三九)といわれ、売牒は重要
 な財源の一つであった。ことに地方財政に占

める紋割は大きく、彭亀年は「州県に応副する銭は、度牒と会子の二種にすぎず」⁽⁹⁴⁾（止堂集六、江陵条奏辺儲疏貼黄）という。その主なる使途は災害時の和糶の糶本としてであった。たが、運用上いろいろな難点があった。彭亀年は右文につけて、「但し度牒と会子は惟だ平時には以つて換易すべきも、若し緩急に直符して、然る後に給降すれば、決して支用し難し」と述べているように、災害が起これから朝廷に奏請して交付を受けるとは渾

ありける。そこで別種の官錢を用いて賑濟を行
 わねばならなかつた。孝宗の乾道四年（二六
 八）、四川制置使汪応辰は蜀中の大旱に際して
 朝廷に度牒交付を奏請し、四百道を給降され
 た。その聖旨に「専ら糶本に充て、賑濟を措
 置せしめ、別に他用するを得ず」との条件がつけら
 御劄問蜀中早歉画一回奏」との条件がつけら
 れていた。汪応辰は「第三次奏賑濟早歉」と状
 を上り、「度牒いまだ到らざるに縁り、すべ
 に先に別色の官錢を兑那して、遂急に收糶し、

緩急を料量して、随宜賑濟せん⁽⁹⁰⁾と報告した。
これによつても、朝廷に交付する度牒出売の
用途はあらかじめ定められ、他の用には使え
ない⁷ひもつき交付金⁸であつたこと⁹が分か
る。

度牒は地方官衙にとつて重要な財源であつ
たから、当代人の文集中にも、度牒給降を請
う上奏文は多くみられる。しかし給降を受け
ても、いふ売りさばく程になると、事はすほ
と簡単ではなかつた。年ごとに価格が高騰し

たので、なかなか買手がつかない。『昨日乃ち聞く、江西は度牒売り難く、州郡甚だ科擾に苦しむ』(周必大、文忠集一九八、江西陸提舉書)、『度牒、塩袋、囊中に在り』といえども、卒に交易し難し』(魏了翁、鶴山先生大全文集二七、奏乞増支督府錢物)など記されてゐる。しかし売らねば財源がえらぬといから、農民たちに強制的に割りつけることにならう。そうした事情を報告するのは、真徳秀『回申尚書者、乞裁減和糶數狀』、『申尚書者、

乞免降度牒狀し等（真文忠公文集一七）である。朝廷は嘉定十一年（一二二八）より湖南潭州に会子と度牒を和糴の糴本として給降した。かく真徳秀は前者の奏状で次のごとく記している。度牒は経年人の承買することなし。是に於いて、官司已むを獲ず、料配を以てて事に従い、毎歳、州は度牒を以て之を県に科し、県は度牒を以て之を民に抑す。凡そ戸の管する田一千畝以上なる者は、度牒米を納め、一千畝以下なる者は、中糴米

と認め、率ね三、四戸之を共にす。寺觀も
 亦然り。一歳科する所、十余万石なりと雖
 も、納むる所は實に半に及ばず。……度勝米
 と納むる者、折閔尤も甚しく、且つ變転の
 所なし。詞訴庭に盈ち、怨嗟道に戴す。民
 の脂膏、朘削されること極まり云々。(97)
 度勝の科配は農民を苦しめただけでなく、
 寺觀をも衰微させた。真徳秀の後者の奏状の
 小貼子に、

契勘したるに、湖南州県の寺觀は、大抵

産税岑寂なることありに甚しく、大刹と名
づくとも、江浙、福建の下等寺觀にも比
するに足らぬ。兼ねて嘉定十一年より以來、
逐年度牒を敷抑し、納米を勒令して、その
數亦でに勝^あけて計うべからず。納米足らぬ
れば、又責めて納錢せしむ。寺觀此れに縁
つて倒敗する者、一に非⁽⁹⁸⁾ず。
とあり、たがええ貧しい湖南の寺觀は、度牒
や錢米の強制割当でつぶれているといふ。亮
牒の再開は仏教々団にとって、はたしも福音

ではなく、かえつて停止期間中に進行した意
 退の傾向が、さうに促進されることになつた
 のである。

なお真徳秀の免降度牒の奏請は、魏了翁撰
 述の彼の行状（後村先生大全集一六八）による
 と、許可されなかつた。そこで一人を遣つて
 都城に貸らしめ、自らその折閲に任せたりで、
 糴する所は纔に十の一にすぎなかつたとい
 われる⁽⁹⁹⁾。

と云ふで和糴⁽¹⁰⁰⁾は理宗朝に由るとことに甚し

くあり、浙西常熟縣ではその額が秋苗の二倍から四倍に達し、「今日の国用、辺餉は皆和糶に仰ぐ」（宋史食貨志農田、謝方叔の上奏）ことになり、しかもそれが強制買上であったため、「浙中の鉅産、化して下戸となるもの、十室に九」（後村先生大全集八七、進故事）という状態であった。糶本として度牒とともに会子が用いられたが、大量の会子を印造したのでその価値は下落し、政府は紙幣対策に頭を悩ました。

そのような和糶の弊害を解決する方策とし
 て、宰相賈似道は公田法を浙西路の六府州軍
 に実施し、和糶を止めて、地主から買上した
 田土の収入を軍糧に充てた⁽¹⁰¹⁾。買上は
 資金に官告、度牒、銀、会子の四種を用いる
 が、その割合は五千畝以上の地主に対しては、
 銀半分、官告五分、度牒二分、会子二分半、
 五千畝以下は銀半分、官告三分、度牒三分、
 会子三分半、千畝以下は度牒、会子各五分、
 五百畝以下は三百畝は全部会子であった（宋史食

貨志農田)。日 至順鎮江志 六によると、割
合不右と異なり、五千畝以上は官会一分半、
銀半分、官告五分、度牒三分とあつて、度牒
の比率が高い。同書にはさらに是れを以ての価
格をあげてあり、度牒は一道四千六百貫とあ
る。周藤吉之氏によれば、これは十七界会子
の値であり、十八界会子ならその五分の一と
いうから、九百二十貫となる。今なみに時の
銀価は每兩十七界会子に百貫、つまり度牒一
道は四十六兩であつた。

南宋後期における度牒の今一つの重要な用途は、紙幣の準備金、旧紙幣回収の資金としてであった。再開^直後の隆興二年（一一六四）正月二十四日、礼部より度牒一万道を兩浙等路に給降して出売させ、都督府の会子本錢とした（¹⁰²）（宋会要取官三九一—一五）。会子は三年を一界として旧幣を回収して、濫発と価値下落の防止に努めたが、この換易には金、銀、官告、度牒、紫衣師号等を用いた。例えば嘉定二年（一二〇九）、十一、十二界会子の回収にあたり

て、封樁庫より金一十五万兩（一兩は錢四十貫、計六百万貫）、度牒七千道（一道は錢一千貫、計七百万貫）、官告綾紙、乳香（一套一貫六百文）あわせて二千余貫を支出して旧会子を收回換易した（⁽¹⁰³⁾宋史食貨志下三、会子）。また端平二年（一二三五）、十六、十七界会子を回收するのに、度牒五万道、四色官資付身三千道、紫衣師号二千道、封贈勅告一千道、副尉減年公批一千道を用いた（⁽¹⁰⁴⁾宋史全文資治通鑑三二）とあるように、度牒の占める割合はと

くに大きかつた。

南宋も末期に近づくとつれて、紙幣と同様に紙幣もまた濫発された。しかし高価でもつてこれを入手したところでは買手はつかぬ、反故同然であつた。公田法を批判した高斯得の文中に、

民田を白奪（ただ取り）し、毒を數郡に流す。昔、牒は棄物にして、一錢にも售れず、遂に大家を破碎せしめ、小民依る所なからしめ、米価は大いに翔あふり、餓死するも

の相望む(105) 恥堂存稿一、慧星亦詔封事。
とあり、宣告も度牒も、一錢にも売れぬい棄
物であった。このころ毎歳これほどの度牒が
發給されたかは、統計がなくて分らない。
ただ、一度に五万道を給降する例がみられるか
ら、一年にすれば十万道を越えるほどであっ
たろう。こうした大量の度牒は買い手もつか
ぬ、単なる空手形として民間にあふれていた
のである。

六、度牒の取得方法

次に僧道志願者おどのよりにして政府出売の度牒を入手し、得度したかを探つてみよう。およそ度牒の買手には二つのケースがある。

一つは商人や富豪たちで、度牒を買つても自分か得度するたみではなく、僧道志願者に転売して利を稼ぐ場合で、仲買的な役割を果たすものである。いま一つは、志願者自身か官署から直接、もしくは商人、富豪から取得する場合、入手すれば役所において法名、籍貫

等を書填（記入）してもらい、僧尼籍に登録
されてはじめて公認の僧道となるのである。
われわれはとくに後者の場合について、具体
的事例に拠りつつ、二の問題を明らかにして
いこうと思う。その事例は、やはり資料の多
い南宋の売牒再開後のものが主となる。

(1) 化縁 僧道志願者の多くは、志磐が述
べるように、一家に兄弟が多かったり耕す土
地を持たないといった貧民階層の出身者であ
り、あるいは災害等によって家や土地を失っ

た流民である。彼らは寺觀に身を寄せて生活の糧を得、童行、行者となって僧道を目指し修行する人々であった。しかし彼らが僧道にたつためには、試經度僧が実施をせねばならぬ。南宋後期には、政府發賣の空名度牒を買いしか方法がなかつた。だが一道が數百貫から一千貫以上もする高価な度牒を自力で買取る資金は、もちろん彼らにはない。そこで種々の方法がとられ、その一つに、ひろく信者から募金する方法があった。その際の募金

趣意書を「化僧疏」に「求度牒疏」にたゞといひ、
名文家に書いてもらつた。南宋の文集中には、
とつした詩偈を散見する。一例を挙げよう。

張孝祥「靈巖行者化僧偈」(于湖居士文集二六)

咸安郡王功德主 智積菩薩大道場

有善男子名德柔 欲爲大僧無度牒

我今說偈爲勸請 願見聞者皆樂施

此善男子得度已 俱証無上菩提果

咸安郡王の功德主たる、智積菩薩の大

道場(靈巖)に、名を德柔といふ善男

子あり、大僧（比丘）にならんとするも度牒なし。我は今偈を説いて勸請す、願わくは見聞する者皆樂施せよ。此の善男子が得度しかわらば、俱に無上菩提果を証せん。

偈末に、淨財を樂施してこの行者を得度させたらば、施者ともども仏果が得られるといふ、度牒錢布施の功德を説くのは、当代人の度牒に対する見方を示している興味深い。張孝祥は他にも「妙定化僧偈」と「天禧行者広如

化僧疏^L 「行者求僧偈^L 「乾明舜老度弟子求
疏^L (とくに卷二六) を著わしている。

他の文集にみられるものを列挙すると、次
の2とくである。

王庭珪^曰 廬溪文集^曰

「贈姪孫行深」(卷四一) (106)

林之奇^曰 拙齋文集^曰

「天寧行者化度牒疏」(卷二〇)

員興宗^曰 九華集^曰

(1) 宗印化出家疏^L (2) 「胡道者化出家疏」(3) 「蔡

道者化出家疏 L (卷二一)

陸游 曰 渭南文集 四

(12) 敷淨人求僧贊 L (卷二二) (2) 求僧疏 二首 L (3) 紫

霄宮女童徐居慶求披戴疏 L (4) 成都大聖慈

存念經院僧法慧為行者雷印定求度牒疏 L

(5) 梁氏子求僧疏 L (6) 孫余慶求披戴疏 L (7)

陶山菴行者求化度牒疏 L (8) 傅妙龢求僧疏 L

(9) 葉可忻求僧疏 L (以上卷二四)

陳造 曰 江湖長翁集 四

尼求度牒疏 L (卷三九)

秋居簡 曰 北磻集 曰

(1) 慧光菴慧明求僧疏 曰 (2) 老壽庵湯妙應求僧

疏 曰 (3) 行者求僧疏 曰 (4) 川行者求僧疏 曰 (

以上卷八) (5) 臨海尼如奉求僧疏 覺無象、族人

(6) 錢昭文直香火道人求僧疏 曰 (7) 下竺智仁求

僧疏 曰 (8) 智盧求僧見李知者疏 曰 (以上卷

九)

李昂英 曰 文溪集 曰

「行者了寬筭題錢買度牒疏四章 曰 (卷一七)

姚勉 曰 雪坡舍人集 曰

(1) 内宮寺求僧疏^レ (2) 興善院求僧疏^レ (3) 余師
 姑題縁祠部疏^レ (卷四六)
 以上のうち、陸游の (3) と (6) とは道教徒の披戴
 疏である。

この種の疏偈に一定の書式はなく、撰者が
 思い思いにつくっているが、その趣旨は右例
 と大同小異である。ただ李昂英は、

作仏何曾要裏纏、頂門尚欠世間錢 (仏と
 作るに何を曾つて裏纏を要せん、頂門
 尚お欠く世間の錢を)。

作仏本無相、爲僧却要錢（作仏本より無
相なるに、僧と爲るに却つて錢を要す）。
無奈世縁、要二尺綾（世縁を奈いみじとむする
無し、二尺の綾を要す）。

と記し、仏は本来俗縁を離脱した存在である
はずなのに、仏門に入るのに世間の錢を要り、
二尺の綾すなわち度牒を買わねばならぬといふと、
当時の売牒政策を批判している。僧道志願者
の不満を代弁したものでないえよう。

(2) 施与 右の化縁が行者みずから托鉢して資金を集めるのに対し、これは特定の檀越、富豪から度牒の施与を受けける場合である。およそ当時、度牒を買って行者に施せば、災難を免がれ福を得るとの信仰があったように、右に掲げた「求度僧疏」類にもそのことはうかがわれる。ところで法邁曰夷堅志に支戊四に「善鑑爲僧」の話がある。あらましは次のごとくである。

淳熙四年（一一七七）、張子正待制は知泰州

(江蘇) へ来た。その妻が病氣にかかつたので、焼香して仏に禱り、全快すれば一僧を得度させたいと誓った。妻の病が愈えたので、張子正は諸刹に揭示して、四月十五日結夏の日、在籍の童行を泰州報恩光孝寺に集めることにした。秀州(浙江)の行者善鑑は諸方の叢林を巡礼しようとして旅に出て北上したか、途中で足を傷めた。宿つた寺の僧からこの度僧の話を知り、夢に現れた伽藍神の勧めもあり、翌朝急いで出

発して、廻り廻りに光孝寺にたどりついた。
 十五日、ここに集ったものは五百余人にの
 ほつたか、抽選で幸運をひきあてたのは、
 この善鑑であつた。張子正は彼を即日落髮
 させ、袈衣を穿え、間もなく南禅寺の住持
 に据えた。その後、善鑑はあいついで三大
 刹の住持をつとめ、江淮の高僧となつた。⁽¹⁰⁷⁾
 この話に度牒のことを出てこないが、当然、
 張子正はあらゆるために度牒を買つておき、善鑑
 に穿えたのであろう。また同書支丁一「張聖

者には、

紹興中、張魏公（浚）が閩（福州）の知事であった時、母の莫夫人はたひたひ度牒を東禅寺におくり、寺内の童行を選んで得度させた。⁽¹⁰⁸⁾

という逸話があり、度牒の施す奉仏の一つの形態であったことが分かる。事実、前述の資寿尼無著禪師妙統（一〇九五―一二七〇）は、紹興壬子（三十二）年、すなわち度牒再開の翌年、礼部度牒と無著禪師の師号とを施すものがある。

つたので、これを受けて得度している（仏祖
 歴代通載二〇）。

度牒の施与を受けて得度した例として、有
 名な曰水滸伝中の豪傑、花和尚魯智深があ
 る。人をあやめて追われる身となつた魯提轄
 は、かくまうてくわした趙員外から「五花度牒」
 を与えられ、五台山文殊院に上つて得度し、
 智深となつた（第四回）。この話は、もとよ
 り宋代の売牒に素材をとえたもので、経文の一
 句も知らなくとも、度牒さえあれば僧形とな

小る、当時の宗教界の实情を反映している。
売牒政策の結果、魯智深のよろな^{にせ}「花和尚」
は、この時代に珍らしくなつたのである。

(3) 度僧田・度僧局 寺院には僧尼に匹敵

する、むしろはそれ以上の童行たちかいて、
修行し雑役に従事していた。寺院とすれば、
「度牒を賈^かつて、以つてその徒を世々にする」

〔誠齋集七六、永新重建宝峯寺記〕必要があつ
た。そこで度牒買得資金を調達するたため、特
別に度牒田を置き、度僧局を設けた。崔敦礼

日宮教集卷六「建康府溧陽縣報恩寺度僧田記」
 (淳熙三年一二七六)に、

寺はもともと貧しく、人を得度すること
 はむかひなかつた。だから旅人はこの寺をまゐるで
 旅宿のむとく視ており、何とかしなければ、
 寺は廢れてしまふ心配があつた。そこで徒
 弟の慧如に命じ、諸方の例にならうて、資
 金を集めて常産を置き、度僧局をつくらせ
 ることにした。だんだん資金がたまり、膏
 腴の田若干畝を得たので、仏道に志し大衆

のためには働き寺に功勞のあつた者を、歳々
より田からあがる収入で得度させることと
して、詳密な規定をつくつた云々。

とあり、
新羅簡曰北碕集曰四ノ陳致政施田度
僧記にも、

膏腴三百畝を捐して、歳々一僧を度す。

とある。また曰至元嘉禾志曰二ノ所載の婁機

ノ東塔置田度僧記ノ(嘉泰四年一二〇四)による

と、

先に所有した鮑氏諸家の田米歳々二百余斛

をば度僧局に入れ、浄人（童行）の氏名を
 記帳しておき、順番に従って彼らを披度し、
 余利があつても私用に支出してはならぬ⁽¹¹⁰⁾
 とあり、度僧田は寺院の常住田の中에서도別扱
 いになつていて、継続的な僧尼の確保を目指
 していたのである。

度僧田を設けるほか、寺院が金融事業を行
 つて、その利息を度牒買得費に充てる方法も
 ひろく行われた。仏教の金融事業はすでに南
 北朝時代からあり、北魏の僧祇粟、隋唐の三

階教団の無盡蔵はとくに有名である。また出土文書によつて、九、十世紀の敦煌寺院の金融事業の実態も、那波利貞博士らの研究によつて明らかになつてゐる。宋代になるとこれはますます盛んになり、質庫のこととよくにこの時代は長生庫とよび、多くの寺院がこれを設置した⁽¹¹¹⁾。洪邁曰夷堅志曰支癸八「許謙山人」に、

永寧寺羅漢院は童行本錢をあつめて質庫を開き、その利息を儲えて、度牒を買つた。

此れを長生庫といい、鄱陽（江西）并びに
 諸邑には、禅律を問わす、ことごとく此
 をつくつてゐる⁽¹¹²⁾。
 と記すとおりにある。

度牒を買うのには此ほどの基金を必要とし
 たかについて、李彌遜（一〇八九—一五三）曰筠谿
 集卷二二「福州乾元寺度僧記」には、錢六十万
 余を得て、その⁽¹¹³⁾贏利をあつめ、寺に功ある童
 行二人を得度したとある。宋代、長生庫の利
 息は普通、月利二分ないし二分五厘であつた⁽¹¹⁴⁾

から、錢六十万(五分五厘の月利)とすれば一年に十八万文の利息を得る。右文は李彌孫が紹興十年(一一四〇)福州連江に隠棲して以後、同十三年度牒住売以前に書かれたものとみられる。当時「官直は百二十貫であつたが、民間では三十貫にすぎないし(要録一〇〇)といわれたころであり、この長生庫からあかす毎年の利息十八万文は、官直には足りないが、民間の値段なら二道を買つてしまふ多額の余剰が出るものであつた。もう一つ例をあはよ。袁燮(一一四四〜一一三四)

日繫齋集正一〇「紹興報恩光孝四莊記」に、紹
 熙年間（二九〇〜九四）住持長老惠公によつて復
 興されたこの寺に、

度僧局あり、錢百四十万を衮め、その言胤
 を積んで以つて牒を質う。

とあり、月利二分五厘とすると、毎年四百二十
 貫の利潤がある。ただ当時の度牒価は一道八
 百貫であつたから、これでは二年に一道を買
 えるにすぎない。袁采日袁氏世範正下によれ
 は、当時、月利十割にものほるものがあつた

という。したがって実際には、右の計算以上の収益をあげ、余剰は度牒買得以外にも使用されたのであろう。日宋会要の食貨、賦役雑録（七〇―一〇二）に、嘉泰元年（一一三〇）十二月六日の臣僚の存観長生庫について述べた上言の中に、

現今、物力が高いのに和買の及ばぬものは、存観の長生庫である。その理由を調べてみると、初め度僧の名目でこの庫を建てて利殖し、あいついで進納度僧したもので

あつたから、この庫の財物には賦課された
 かつたのである。ところが今は異なり、富
 豪を鳩集して利殖をばあり、……初めの進級
 度僧の実は失われ、彼らの射利の
 謀を満足させるだけのものとなつてゐる。

とあり、度僧局は本来の目的が失われ、ま
 つたく營利の場と化してゐることを指弾して
 いる⁽¹¹⁴⁾。度僧局と称しても、恐らく^(その)実態は一般
 の貨庫と変わらなかつたと思われ。

ともあれ、売騰が行われた結果、僧道志願

者は上述の化縁、施与として寺觀の度僧局な
どの方法で資金を集め、度牒を入手した。し
かし、張子正の施与に応募した童行は五百人
を超え、その中から善鑑ひとりを得度の幸運
をつかんだのであり、度僧局について、寺
觀内の多数の童行たちの中、とくに寺事には功
績のあつたもの一人か二人か一年ごとに選ば
れるのであつて、この方法にしても、童行た
ちが度牒を入手することは容易であつた。
しるも度牒の値段は年ごとに騰り、南宋後期

「僧道は金銭をもちていとも度牒を得られぬ
 いし（朝野雜記甲集一五）状態であつた。し
 たが、て亮牒再開後も、依然として度牒の偽
 造、洗改等の不正事件はあいついでおこつて
 おり（宋会要取官一三一三六〜三九）、度牒を
 たぬ宗教者も後を絶たなかつた。紹興の亮牒
 停止期間中にみられた諸現象は、そのまま南
 宋末まで続いたのである。

七、結句

度牒とその出売をめぐる問題は、宋代に限つてもさめめつて多方面に關連し、小論の中でそれらを網羅的に述べることには到底いきない。そこで本章では、とくに売牒の政策上の意義と、それが社会に及ぼした影響を重点において論述してきた。それをまとめると、おおよそ次のごとくである。

宋代の仙教々団は二十万乃至四十万の僧尼のほか、それと同数か、それ以上の童行、

行者があり、さらに寺院の勞役に従事する雇
 傭人などをあわせると、優に百巧を越える人
 口を擁し、いかぬる強権をもつてしても一氣
 に根絶することはいさぬ、大きな社会的存
 在であった。しかも教団は「間民」貧民たち
 の頼る場所であり、いわば失業救済施設の一
 つにもなつていた。そこで、宋代の爲政者た
 ちは、仏教自体には反対する立場にあつても、
 こうした寺院僧尼の存在を頭から否定するこ
 とはせず、むしろこれを財政や社会政策に巧

みに利用する方法をとった。売牒と、いうのも、王安石の言葉にもみられるように、軍資金や救荒対策の費用を調達する一方策として編み出されたものであった。

一方、売牒によって僧尼が激増するのを憂慮し、度牒発給の停止を求める声も高く、ついに南宋の高宗は二十年近くこの発給を停止した。ただ高宗とても教団を一挙につぶすことをねらったものではなく、北宋中期の思想家たち同様、~~弊~~弊仏による社会混乱を避け、

これ以上の僧尼をふやさず、その自然減少を
 期待するものであった。その結果、福建仏教
 に典型的にみられるように、たしみに既成教
 団の勢力削減に顕著な効果をもたらした。し
 かし反面、得度せぬに寺院に従属したり、教
 団を離れて活動する半僧半俗の宗教者たちを
 ふやすことにはなつた。南宋になつて道民、道
 者とよばれる者の活動がさかんになることは
 第七章で説くところであり、売牒停止策は
 その傾向を促進したとみられるのである。お

よそ、慌民や貧民の收容場所の一つであつた
の、教団であるから、政府が教団に代わる救
済の場をつくり、積極的に彼らを振恤しない
限り、こゝした趨勢を押しとどめることは不
可能であらう。紹興末年に売牒は復活し、不
たたが度牒は大量に發給されるよゝになつた
が、そのよゝとも価格も高騰して、貧民にと
つてそれを入手するのは至難であつた。その
で再开后も、既成教団の衰退とは逆比例して、
度牒もまたお僧形をとらぬい、有鬘の宗教者

の性動みいよいよすすんだ。宥政者も既成教
団みろは異端と目されて迫害を受けることの
多かり、白雲宗や白蓮宗の南宋における發展
は、そのした半僧半俗の宗教者性動の代表的
たものともみられる。その問題については、後
にあるためと論ずる。

第二章 寺觀の賜額について

一、はしがき

僧尼道士を規制するの制度は度牒であるが、
 して、寺院道觀を統制する方策は賜額である。
 寺觀に勅額を下賜する制度であった。その
 表向きの趣旨は天子の寺觀に与える恩典であ
 ったが、実のところは勅額を下賜することに
 よって天下の寺觀を国家が掌握し、勅額をも
 たない無額の寺觀は廢毀することを目指すも
 のであり、その役割は僧道における度牒に等
 しかった。したがって賜額の制度は宋朝宗教

政策の一つの柱をなすものであった。わがわが
これは、売牒政策につづいて、この賜額制度の
経緯を中心として、宋朝の寺觀対策をみてい
きたい。

宋代の寺院制度全般については、高雄義堅
「宋代寺院の住持制」(宋代仏教史の研究、
一九七五年、百華苑)があり、賜額のことば
その中の「有額寺院の激増」の節で扱われて
おり、参考になる。ただしこの制度の意義付
け等においては、多少見解を異にする。

なお勅額は寺院と道観合わせて下賜される
 場合が多く、両者を分けて論ずることはでき
 ない。しかし度牒の場合と同様、爲政者にと
 って規制の対象としたのは、主に、道観に比
 べてはるかに数の多い仏教寺院の方であつた
 。そこで本章でも、寺院対策の方にとくに注
 目していきたい。

二、宋初の寺院対策

他の宗教制度と同様、宋朝の寺院対策もそ
 の起原は、少なくとも後周世宗の仏教の因肅

正策、いれ申る廢仏策に廻らぬほたうない。
すなわち顯徳二年（九五五）五月六日一日五
代会要四一二に拠る。可旧五代史四一一五は
五月甲戌（七日）とする。一の勅命により、
勅額なき寺院を廢毀して城郭、村坊、山林、
勝境、古跡の地を問わぬ、以後一切の創建を
禁止した。その結果、存留された寺院は二千
六百九十四、廢毀の寺院三万三十六（五代会
要）にのぼった。(1)

九六〇年（建隆元）正月即位した宋の太祖

は、この後周世宗の肅正策を少しく緩和する措置を一早く打ち出した。鳳翔府停廢寺院牒（金石萃編一二三）によると、即位早々の同年二月、太祖は先に停廢せる寺院の中、靈境古跡の地にあり未だ毀圻されていぬ山寺は存留を許す、との詔勅を下した。(2) ついで同年六月辛卯の詔に、

諸路州府の寺院、顯德二年の停廢を経たる者は、復た置くことたか小。當に廢すべくして未だ毀圻たる者は、之を存す（

長編(一)

とあり、城郭、村坊に所在する未毀の停廢寺
院も存留を許した。また世宗廢仏の目的の一
は銅の佛像を毀して銅錢に改鑄することにあ
つたが、この莫正も太祖は、乾德五年（九六
七）七月丁酉、銅像破毀を行わね、以後の鑄
造のみ禁ずるとの詔勅を出してゐる⁽³⁾（長編八）
このように太祖は廢仏策をさらに推進する
ことは止めて現状維持にとどめ、仏教側の批
判を和らげたのである。太祖のかつての同僚

や部下には、彼と義兄弟の盃をかわした石守
 信をはじめとして仏教信者が多く、また彼の
 クリスタルを仏教側が歓迎しそれを支援した
 とみられること⁽⁴⁾は、太祖をしてこのよう
 な措置をとらせたとあるであろう。ただし寺院の
 創建を許さず、仏像等の新鑄を禁ずる世宗の
 基本方針は、そのまゝ堅持した。

ところが太宗になると、積極的な仏教保護
 の政策に転じ、前述のごとく僧尼の普度十七
 万人に及んだほか、無願寺院に対しても大量

の勅額を下賜する事にはなつた。可
仁祖統紀
四四、太平興國三年（九八七）三月の条に
天下の無名の寺に額を賜ひ、太平興國と
曰ひ、乾明と曰う。

とある。いまもなほ、太平興國は時の年
号、乾明は太宗の誕節名である。もつともこ
の年に下賜された勅額は、右の兩名額に限ら
れなかつた。石刻中にみえる同年勅賜の牒碑
、弁碑は次のごとくであるが、いかにも別
名額である。

1、保寧算舟牒并使果帖 四月三十日^四八瓊室金石補正八九

2、福嚴寺牒 五月^四璠研堂金石文跋尾^四一二

3、法輪院牒 五月 同右

4、宝宝寺碑 山^四左右刻叢編^四一二

5、所陽果普濟禪院碑 金石萃編^四一二九

なみても一の京兆府の奏状に、^一勅に准つて
分拆したる所管の存留せる無名額僧尼寺院は
共に陸拾壹所、伍拾茶所は並^四に各々額^一を
得る^一に勝^た仕^らる^五とあり、そのうち興平果で
は無額の四所、清梵寺、西禪寺、誌公塔院、

法花院にそれとこれ保寧寺、淨相禅院、多宝院、
、惠安院の勅額を賜わった。これによっても
太平興国三年の賜額が多数にのほったことを
うかがいうる。

一方、二の年五月に帰順した旧吳越国の領
内にも勅額の下賜は行われたが、当然のこと
だからその時期は後年におかれている。曰新安
志曰五によると、歙州では太平興国の寺額は
聖四年に、乾明禅院の院額は五年三月に下さ
れた。そのうち乾明禅院について、

二の時、兩京及び諸路の無名寺に額を賜ふこと、凡そ數百、大率多く乾明、太平興國を以て名となす。

とあり、この度の賜額の概数を挙げていゝのは貴重である。さらに同時に道觀に対しても勅額の下賜はあり、歙州では同六年、乾明觀が置かれていゝ。

以上により、太宗朝では無名額寺院を廢毀する後周世宗の政策が大中に緩められたことか分かる。そればかりか、太宗自身、あいつ

いで寺院宮觀を創建し、田況曰儒林公議曰卷
上に、と云ふる寺觀の豪壯さを描寫してゐる。

ことに彼の生誕地に建てられた啓聖禪院は
、六年の年月を費して雍正二年（九八五）四月
に落成したか、総工費數千両、屋宇およそ九
百余間、屋根はすべて瑠璃瓦で葺かれたとい
う（太宗實錄三三）。もつとも寺院創建を禁止
する従来の政策を完全に放棄してしまつたの
ではなく、曰太宗實錄曰三二、雍正元年二月
丙申の條に、

詔し曰く、あらずゆる天下の仙寺、道宮は
 自來しまりに詔書の約束ありて、旧名
 額ある者は存するを餘き、所在の建置を
 上請することを得ず。

とあり、寺觀創建の禁令は当時もしはしは
 せられていた。右文には、つづけて太宗が宰相
 に対して「近日多く僧院の建置を奏請するも
 のあり、十余間の屋宇あれば便ち院額を求む
 甚だ謂いふはきなり。多くは是れ闍闍を誑惑し
 、姦弊を藏匿するものあり、宜しく申明し

て之を禁止せよ」と語つたとあり、當時、寺
院の建設が丁かんのあつた様子加ろか加の中
る。また山西省汾陽県北辛安村にある「永安
禅院碑」(山右石刻叢編一一)にも、淳化□
年「修蓋したる寺院の名額なき者あれば、並
ひに須らく毀廢し、存留するを得ず」との勅
命指揮がみえる。ただし同碑にはさらに、河
東僭命の州軍すなわち旧北漢領内にあるて征
服後に創置した寺院は、名額を勅賜さされてい
なくとも並ひに存留をゆるすとの、淳化元年

(九九〇)十二月十五日の勅を載せている。(6) あ
 りいは、とくに仏教の支かんであった江南地
 方の寺院に対しても、人心收攬を意図して、
 同様の特例を出さずしていたかと思われる。
 ともあれ、太宗朝になつて寺觀に対する勅
 額下賜が急激に増加し、寺院の建設も支か
 んにより、賜額を奏請するものが増えた。創建
 禁止の条法は當時も生きていて、しばしば申
 明さしたけりども、その効果は薄かつたよう
 である。さうした賜額増加の傾向は、つづく

北宋中期にいたって頂点に達した。

三、北宋中期の賜額

宋代においてもっとも多く勅額を下賜したのは、真宗、英宗兩朝であった。その傾向を端的に示すのは、宋元地方志「寺觀」の項の記録である。別表「宋代寺院賜額統計表」は、その主な地方志について各寺院の賜額改額年次を集計したものである。⁽⁷⁾ 一見して明らかになると、真宗の大中祥符元年（一〇〇八）と英宗の治平中（一〇六四―六六）とに勅額を下賜さ

宋代寺院賜(改)額統計表

		杭 州	湖 州	明 州	越 州	台 州	秀 州
寺 院 總 數		762	217	304	343	395	136
太 宗		11	0	7	12	8	0
真 宗	總 數	117	18	59	131	126	33
	大中祥符中	116	14	54	123	109	28
	(元年)	(76)	(8)	(33)	(119)	(84)	(20)
仁 宗		7	2	12	5	8	1
英 宗	總 數	258	87	143	77	148	32
	治平元	1	0	41	4	5	23
	2	241	86	98	11	1	5
	3	3	0	3	61	140	4
神 宗		16	6	16	4	4	6
哲 宗		1	0	0	1	1	0
徽 宗		10	8	8	4	6	6
南 宋 代		87	18	29	8	22	35
		移額 110	9	3	5	0	4
出 典		咸淳 臨安志	嘉泰 吳興志	寶慶 四明志	嘉泰 會稽志	嘉定 赤城志	至元 嘉禾志
		76~85	13	11~21	7, 8	27~29	10, 11

小た寺院はとくに多く、この両時期に各地方
 の寺院大半が「今願」に改められているのである
 。別表では寺院のみを挙げたが、同様の傾向
 は道観にもみられる。そのよ様な賜額激増の
 経緯を具体的にたどってみよう。

1、真宗朝

大中祥符元年に行われた大量の賜額につい
 て、その理由や動機について記した資料は存
 しないが、この年はいうまでもなく、天書が
 はじめて承天門に降り、真宗の道教崇拝を深

めることになつた年である。翌二年には諸州
に天慶觀を建て、宋室の始祖を祀る聖祖殿を
置いたが、その年に先立ち、天書降下を記念し
祝賀して、このような大量の賜額になつたの
ではないかと思われる。その後も大中祥符末
年まで、賜額は間断なく行われていた。

と云つて元悟曰螺煥振祖集四（續蔵二一五一）
五）所載の大中祥符元年賜額牒状によると、
兩浙轉運司の奏に、

中書の劄子に准つて、轄下諸州軍の偽命

の宮觀、寺院の未だ曾つて額を賜わらざるもりを分析すること、後の如し。

とあり、この度の賜額おとくに、僞命すなわち五代の吳越国、南唐国などで建置された無名額寺院に対して、重点的に行われたいようである。石刻では大中祥符三年の「寧国寺殘碑」(八瓊室金石補正八八)をおあって、東川の梓州管内だけで実に二十七寺院の改額を一括奏請している。梓州もまた五代では蜀国といふ僞命の領内にある。

真宗は道教を尊崇して宋代道教発展の基礎
をつくったが、唐の玄宗や武宗のごとく、道
教を重んじて仏教を抑圧するという政策はと
らなかつた。道仏二教とも政教の具として活
用した。寺院僧尼の削減を請うた臣僚に対し
て、真宗は「新道二門は世教に助あり、人或
いは偏見をもつて往々毀訾するも、たとへ僧
道、時に不検ありとも、いおく人をたひ即ちたひに廢
ちやけんや」と存けたという（仏祖統紀四四
、景德三年条）。事実、晩年の天禧三年（一〇

一九)、僧尼あわせて二十四万五千七百七十人
 を普度し、その結果、同五年には僧尼合計四
 十五万八千八百五十四人となり、係帳僧尼数
 の最高を記録した。⁽⁸⁾

寺院数については、正確な記録を存してお
 らず、僧尼数ほどには明らかでないが、江休
 復日雑誌(一)談部(二)に、

景德中、天下二万五千寺、今三万九千寺

、陳襄判祠部云う。

とある。陳襄が判祠部であったのは嘉祐三年

(一〇五八)より同六年(一〇六一)の間であり、

江休復は同五年に卒してゐるから、この「今

」といふのは、仁宗晩年の嘉祐三、四年の事

を指すとみられる。(9) ところだとすると、景德中

(一〇〇四)から嘉祐三、四年(一〇五八、五

九)のころまでのおよそ五十年間、一万余の寺

が増加したことになる。陳襄は恐らく祠部に

保管する寺院籍帳に拠つて述べたものであろ

うから、この数字はかなり信憑性の高いもの

とし、ゆけいはいふにない。これを可大唐六典に

四に記す天下の寺五千三百五十八所、武宗の
 会昌廢仏に際して廢毀した寺四千六百余所に
 比して、はるかに多い。また江南を含まぬか
 否とはいへ、後周世宗時に存留した寺院數
 に比べると、實に一四、五倍に到達している
 。右の數字は中央の祠部に報告された係帳の
 寺院數であり、これに未係帳の寺院や小規模
 な庵舎を加えれば、數千にもつたてある
 だろう。ちなみに会昌廢仏では、寺のほか招提蘭
 若四万餘所を毀拆したとあるが、これを加え

こも當時は四万五千程度であった。もともと
宋代になると、大寺院の支院を独立させてこ
れにも勅額を与える場合があり、後述のことと
く、唐代では屋宇二百間を存廢の規準であつ
たのに対し、宋代ではおおむね三十間であつ
たといふように、係帳有額の寺院といつても
その規模は唐代に比べて小さくなつたとみ
られる。そうした規模の大小を問はず、單純
に係帳寺院数を比較した時、宋代とくに北宋
中期には、唐代より倍するかに多数の寺院が存

在していたのである。嚴密に言えば、國家の
 握握した寺院の數は、唐代とは桁違いに多か
 ったのである。

さて日雜志によると、大中祥符元年から

嘉祐三、四年までの五十年間には、一万余の寺

の増加をみたのであるが、別表の如くとく、仁

宗朝の賜額にきわめて少ないから、増加した

のは主に大中祥符年間の大畧賜額によるもの

とみられる。しかもつて寺院においても、僧

尼と同様に、真宗朝に激増したのであつて、

この時期は宋代仏教の団の極盛期とみることにできる。

ただ真宗朝においても、野放しに寺院の創建を認めたいわけではなかつた。天禧二年

(一〇一八)、諸処の名額を係かけおる寺院が、多

く奸盜と聚り郷閭を騷擾していると上封者

の言を納水、真宗は悉くこれを毀すべしと詔を出

し、一間以上、すぬわちあらゆる私造寺院の

告焚を許した。しかし四月庚寅にたつて、無

名額寺院にも屋宇を三十間以上で、現に仏像

加存し、僧の住持する者かいる場合、三十間
 に満たなくとも名山勝境にある者は存留を許
 し、自今、創建するを得ずとの詔を出した⁽¹⁰⁾
 長編九一)。つまりゆるやかな規制ではあつた
 が、当時も寺院私造を禁じてはいたのである。

2、嘉祐賜額

寺院数は真宗朝に激増したのみ、この時期に
 最高に達したわけではなかつた。つづく仁宗

朝について、慶暦四年(一〇四四)范仲淹の功
 徳寺額を請う劄子に、「五十間以上、乾元節

にすてて賜額を得しとの先降糸貫を引いてお
り(范文正公集附録、置功德寺⁽¹¹⁾、仁宗の誕節
²⁴とに勅額を下賜したとあり、次章で述べる
²¹とく、²²の²³か、墳寺賜額か、か、か、か、
つており、賜額は少なくおたようである
か、地方志に仁宗朝の賜額記録は稀であつた
。たが仁宗晩年の嘉祐七年(一〇六二)九月辛未
、明堂大饗後に出さした大赦において、

天下の僑帳存留寺院にして未だ名額ある
者、特に名額を賜い、その四京管内

に在る者は、係帳せかといえども、舎屋
 一百間以上に及べば、また特に名額を賜
 う（長編一九七）。

この詔が出た小長。この施策に対して、司馬

光は「論寺額劄子」（司馬文正公文集二四）

をたてまつり、寺額創建を禁ずる法令が存す

るのに、法を無視して私造の大寺院に勅額を

与えるのは、朝廷みかから法を破るものであ

るから、速やかにこの詔を撤回するようにと

奏請した。もとよりその進言は納れられず、

彼が仁宗崩後にたてまつつた「永昭陵寺創子
レ（同書）」によると、この時「寺額を創添し
たもの千有余処」にのぼつたといふ。

このように大量の賜額があつたはかたひに
、石刻、地方志等にこの年の賜額記録が見出
せぬ。嘉祐中のものとして、翌八年六月
二十三日の「百福寺牒」（汾州平遙県東泉村
、山右石刻叢編一三）、「梵業寺勅額碑」（
同県西泉村、同書一七）とみえる。両牒に引
く汾州の奏状に、

勅に准って、勘会し到水る下項の未だ名
 額有らざる係帳存留の寺院は、共に八十
 四所なり。

とあり、二の時の賜額は汾州のみで八十四所
 に達した。ただし仁宗はこの年三月に崩じた
 から、この賜額は英宗即位後のことである。

そのほか石刻中の賜額勅牒は、次の治平年間
 に出されたものが多い。『鹿苑寺記』(同書
 一四)の治平二年(一〇六五)十二月十一日中

書門下牒中の晋州の奏に、

保明し到れる下項の弄は係帳す。乞うら
くは明堂の赦に赦（准）って、名額を賜
わらんことを。勅旨を候つ。

とあり、同元年二月の「常楽院勅牒」（兩浙
金石志五）、二年八月二日の「空相院勅牒」
（同書）中の明州の奏にも、「明堂の赦に准
って云々」とある。明堂の大祀は英宗朝に行
われた記録はないので、この「明堂赦」とは
嘉祐七年九月辛未のそれを指すことは明らか
である。とすれば、治平元年の「清虚觀牒」

(三月、汾州、山右一四)、¹大雲寺牒^レ (四月
 六日、威勝軍、同一四)、¹真如院牒^レ (閏
 五月、潞州、同一四)には、たが¹崔赦^レと
 のみ記すものも、英宗即位後の大赦⁽¹²⁾ではなく
 て、仁宗の明堂大赦を指しているともみられる
 。つまり、英宗朝の賜額というのは、仁宗末
 年に出された詔勅を継承し実行に移したもので
 ないのである。別表のごとく、地方志でも治平
 年間の賜額が著しく多いのも、同様の結果と
 みられる。しかもそれが元年から三年まで、

同一地域内でもぼろつきかみらぬのは、各州が一斉に奏請したのではたゞて、条件に合したもののみら順次奏請していったことを示すものである。

3、寿聖寺観

賜額の詔勅が出てから実施されるまじにか
なりの年月を要したことは、治平四年（一〇六
七）の寿聖寺観についても同様であった。同年
正月辛亥（二日）の詔に、

民間の先に私造せる寿観にして三十間に

及ぶ者は、悉く二水を存し、名を寿聖と
賜う（皇宋十朝綱要七）。

とあり、また日嘉泰会稽志四七、紹興府城の
広福院の項には、その由来を詳しく記さずして
いる。

治平四年正月一日、英宗皇帝、徽号を受
くるに及んで、德音にて、私造寿観の三
十間以上に及び、仏像ある者とは、以聞
せしめ、名を寿聖と賜う。寿聖とは蓋し
英宗誕節の名なり。故に僧存の寿聖と名

つくる者、所在に之有り。一州或いは十
數に至る。初め、前代及び本朝、誕節を
以つて寿観に名づくる者、千秋、天長、
天清、承天、乾元の如き類、ままたこ
れ有りといえども、然れども多からざる
なり。寿聖に至つて、始めて徧く天下に
及びり。崇寧の間、蔡京請うて郡ごとに
一寿観を置き、天寧万寿と名づくるは、
蓋し此れに権輿す。紹興三十二年六月、
高宗皇帝内禅して、德壽宮に移寓し、尊

号を上つて光堯壽聖太上皇帝と曰う。是
 歲十二月、詔して寿院、宮觀、祠廟及び
 郷里、村坊、官私亭館名り壽聖及び徳壽
 の字を犯す者あれば、並に回避せしむ
 。又詔して、天下寿親の壽聖と名づくる
 者、皆改めて広福と爲すと云う。

この説明によつて、壽聖寿親の由来はほとん
 ど言いつくされてゐる。賜額の詔は正月二日
 に出されたが、英宗は前年十一月以来病に臥
 していたから、その平癒祈願をこめて出され

たもりに相違ない。しゝしその甲斐もなく、
英宗は六日後の丁巳（八月）に崩じた。した
がって彼の存命中に賜額は実現をみか、その
実施は次の神宗朝に引き継がれ、賜額の目的
もまた、英宗皇帝の祝寿から追薦にと変わった
たのである。(13)

寿聖寿親は石刻や地方志中に多くみられ、
その賜額年代は怡平四年（一〇六七）から熙寧
四年（⁽¹⁴⁾一〇七一）の五年間にわたっている。し
かも杭州では六寿（咸淳臨安志七七、八五）、

歙州では四院（新安志四、五）、明州にいたつ
 てはすべて十四院、うち象山县で七院を数え
 る（宝慶四明志一三〇二一）。また「壽聖寺牒」
 （山右四）には、平定軍管内で賜額条件を満
 たす無名額寺院は共に二十三所とあり、「壽
 聖禪院牒」（金石萃編一三七）には、河南府管
 内十三県の該当寺院二十五所を列举されてお
 り、「一州或いは十数」に止まらぬかゝたの
 である。とりわけ興味深いのは、「壽聖禪院
 牒」に該当寺院の屋宇間数が記されてい
 る点

である。それによると、二十五寺院のうち十
九までが三十間台、それの平均は三十二、六
間であつて、三十間以上という賜額条件をわ
かぬ以上廻つていふにすぎない。それ以上、寺
院名が無く、単に「寺」「院」とのみ記さ
れたものが十九のうち十のほり、それらが
果たして仙寿の体裁を整へたものであつたか
どうか、疑わしい。地方志の記載によつて、台州
山陰県の広福院すなわち元の寿聖院は、はじ
め僧思純の香林寮であつた（赤城志七）とあ

り、会稽県の広福院は初名を上庵といつた（同書）とある。また杭州の広福施水禅院は至和元年（一〇五四）州人亦建てた施水のため
 の建物であつたのが、次第に建増しされて六十余間となり、熙寧元年に寿聖寺額を賜わつた
 と記す（咸淳臨安志一三一―三二）。このように
 寿聖寺額を賜わつた寺院といふのは、規模
 の小丈ゆ、仙寿の態もたしていいいようなもの
 の多かつたのである。

さて嘉祐末年以来、連続して行われ大量

の賜額は、熙寧三、四年で一般落し、それ以後、南宋を終るまで、このような大おかりな賜額は実施されなかった。そこで熙寧初年ごろか、寺院数において宋代最高に達したのにはたいかと思われる。この当時、判祠部であった蘇頌は「奏乞今後不許特創寺院」（蘇魏公文集一七）に、

竊かに見るに、天下の寺院、宮觀は、計るに三万八千九百余所あり。日近、又三十間以上の無名寺院にして、賜うに壽聖

を以つて額とせし者、二千三百余所なり。
 〇その間、勘合未だ到らば、及び三十間
 に満たざる者、仍おその数に在らば。而
 して大臣節將、又倒として看墳を以つて
 名となし、修建を陳乞する者、歳として
 二小無きは無し云々。

と記してゐる。先の陳襄の言ふ寺数のみを挙
 げて三万九千寺としたのに対し、蘇頌は寺觀
 あわせて三万八千九百余所とする。地方志の
 記載でも道觀の数は寺院に比べてはるかに少

おのから、兩者の寺院數にさほど大きな開きは無いとみてよい。ともあれ、蘇頌によれば、壽聖寺觀をあわせると、實に四万一千二百余所の寺觀が熙寧初めに存在したのである。しかもそれには、官府の調査が及んでいないものや三十間に及ばぬ小規模なものも含まれていないという。彼が挙げたこの數字こそ、記録の上で宋代寺觀の最高の數であろう。

と二三で神宗初年といえは、前章で述べたごとく、財政救済の一策として空名度牒の出

売が始めるべき時期である。大量の賜額と売
 牒と加同い時期に行われたいとは、その間に
 密接な関連のあったことか予想される。具作
 的によれを指摘する史料は見出せないが、恐
 らく、政府が四万を越える大量の存観を公認
 し管理下に置いたことは、売牒という僧道
 増加をもたらし政策を始めることも可能にな
 ったものと考えられる。

四、北宋末の崇寧存観と南宋の賜額

崇寧存観は崇寧二年（一一〇三）蔡京らの奏

請ひ、天下の州軍に置かれたるものである。その設置の経緯は、日本書紀卷五十一、五十二、四十三、五に詳しい。それによれば、仏教信者であった宰相蔡宗は、同年九月十七日、天下の州軍に崇寧寺額を賜ひ、徽宗皇帝の聖壽を祝褔させたいと奏請した。その奏請が納せられ、各州軍に一崇寧寺を置き、誕節（十月十日）²⁴には紫衣、度牒を下賜し、さらに版刻大蔵經一蔵を奉じた⁽¹⁵⁾。ついで十月一日、御史中丞石亨の上言により、道觀にも崇寧觀を置い

た。翌三年二月八日、崇寧寺觀の名額に万壽
 の二字を加え、政和元年（一一一一）八月八日
 、徽宗の詔節名をとって、天寧万壽寺觀と改
 めた。

前掲の会稽志には、この賜額を英宗の壽聖
 寺觀に改らざるものとすか、その本は名号のみ
 のこと、内実は異なっていた。壽聖寺觀は
 屋宇三十間以上なら一州で何十寺觀あつても
 よく、おおおぬ小院であつたのに対し、崇寧
 寺觀は一州軍に一寺一觀であり、その州軍に

ある大寺がこれに當てられたりであつて、兩者の性格は異なる。後者はむしろ唐代の大雲、開元、龍興等の官寺の制に相らつたもので、宋代ならば真宗の天慶觀がその先例である。しかつて、崇寧寺は惟だ聖壽を祝する道場を建置して行香及び祈求することを得るの外、その余の行香は並に他寺に就かしむる特別の寺觀であり、それとれ田十頃の賜与をうけ、苗税、役錢の免除、官員の安泊居住の禁止といひ、最上級の特典を享せられたりである。

る。

南宋にありと、紹興七年（一一三七）、天寧

万壽寺親は報恩広孝と改額し、さらに後に報

恩光孝と改めらるゝて、専ら徽宗皇帝の香火を

奉じ、追薦を行ふ道場として、やはり兩税、

役錢、非時の科敷免除の特典に浴した。およ

そ南宋では、賦役令に「諸寺親おほその田産は税租

、夫役、免役錢及び諸色の科敷を免おること

を得おし（慶元条法事類四八、科敷）と定め

らるゝ、勅額と下賜さるゝ度僧等の特典を有した

墳寺でも、非時の科敷、差使等は免除された。ところが、
の、税租、役銭は蠲免された。ところが、
加功徳主の権勢をかりて墳寺としはしは免税
、免役とはかゝたことは、次章で述べる。
こゝへ最上の特典を有する崇寧寺観あまると
、たおさるこれに倣つて優免を得ようと画策
する動きがでてくる。紹興九年（一一三九）八
月二十九日の勅で、

諸路の報恩光孝の寺に觀は專一に徽宗皇
帝を追崇する去処に係り、その他寺院

(観?)と同じからず(慶元条法事類五
一、道釈門、約束)。

と、この寿観が他と異なる所以を明示し、之
らに隆興二年(一一六四)にも、

天慶、報恩光孝寺観を除くの外、その余
の宮観寺□(院)は今後、科敷を免せし
(吳興金石記九、報恩光孝禪寺賜田免稅
公批碑)。

この聖旨が降されたところからすると、
現実には、墳寺や一般有願寺観をとりしむ特

典を享受していったのである。

一方、無名額寺觀に対する賜額は、南宋になると少なくななり、そして北宋のようにならぬ。この一括賜額は行わぬようになった。その代わって廢寺の名額を移して創建の寺院に掲げるという、新しい傾向が生まれてきた。曰嘉泰吳興志五三、寺院、烏程縣を例にとりてみよう。

嘉会院 紹興初建、壽聖下院と号す。後本州の廢額を此に移す。

利濟院 本朝紹興初、僧明辨建。淳熙中

安吉県の廢額を移して名と爲す。

常照院 建炎中、僧梵隆建。因つて廢額

と請うて名と爲す。

このほか徳清県の広法教院、寧国院は臨安府の廢額を移して建て、広福院、真寂院は錢塘県の廢額を移して建てたとあり、さらに歸安県の妙因院、武康県の広福尼寺もともに廢額を移して建てたものである。とくに他府州から移額している点は注目される。同書の寺

院中、南宋賜額は前述の報恩光孝寺、広福院

その中に九つの墳寺を除くと、ゆずかに顕親教
院へ墳寺と、と辨利院とにすぎない。別表に
みられるように、他州でも同様の傾向があり
、とくに杭州や南州臨安は賜額より移額の
方が多い。これはよって明らかにならなく、
南宋では新たに勅額を下賜されるのは、墳寺
を除けばごく少なく、むしろ創建寺院に廢寺
の名額を充てし、時には他州からも移額した
のである。このことは、南宋においては新た
に勅額をふりやせぬか、と、廢絶の寺院が

多かつたことと示すものである。廢寺が增加した理由は、前章で論じたごとく、度牒發給停止策などによる僧尼の減少と、寺院に対する免丁錢や非時の科敷などの負担の過重による、無佐の寺院がふえ荒廢したことにおもわれる。賜額の内容からみると、南宋における仏教への関心の衰退傾向とつかかるところとみえるのである。

五、賜額制度の意義

以上、宋代における勅額下賜の経緯をたど

つたが、次にその手続きや政策上の意義についてみていきたい。

賜額の詔は、天子の誕節においては大赦に際して發せられた。勅額を受ける寺觀の条件は屋宇が規定間数に達していること、功德（佛像等）が現存すること、現に住持する僧道がいること、三吳であった。そのうちもつとも重要な条件は、屋宇間数である。宋初には、太宗の言に「十余間でも賜額を求めるとかある」とあるように、その規準はなお定まら

ていなかつた。真宗の天禧二年の詔で、はじ
 めて三十間以上であることとの制限かつけら
 れたようである。仁宗朝では乾元節に五十間
 以上に賜額を得る条貫があり（范仲淹劄子）、
 嘉祐七年の大量賜額に際しては、係帳寿観に
 一定の規準は設けられ、四京管内の未係帳
 寿観の場合には百間以上であった。ところが
 英宗の壽聖寿観は再び三十間となり、北宋末
 の宣和三年（一一二一）の詔で天下の宮観の
 三十間以上に及ぶ者に額を賜うとある（嚴

州図經三、天樂觀。この如く宋代では三十
間というの如く、勅額有無の規準とみ取されて
いたよすであり、仁宗朝の五十間というのモ
、あるいは三十間の誤記の可能性もある。古
くはみは唐代では、武宗のいぬゆる会昌廢仏進
行中の会昌四年（八四四）七月、丁勅下つて、
天下の山房蘭若、普通仏堂、義井、村邑の齋
堂など、未だ二百間に隔たず、寺觀に入らざ
る者と毀拆した（丹仁、入唐求法巡礼行記
四）とあり、この當時は二百間が存廢の規準

であつて、寺院の規模は宋代より大きかつた
ことゝ知られる。

賜額の詔が發せられたと、中書門下より諸

路転運司等を経て州軍にその伝達された、州

軍は具に下して管内の寺觀を調査させて、各

件に合する寺觀をまとめ、州軍は一括して朝

廷に賜額を奏請する。おおむね州軍の申請に

おり許可されたようである。州軍には勅黄を

翻録して各寺觀に通知し、下賜された名額を

掲帖させる。了保寧等寺牒并使身帖の保寧

寺に宛てた興平景帖によると、当該寺院の額牌を一つくつて大字で書勒した後、その額牌を州府まで運んで検閲を受けるといふことになつてい
たが、一々遠方から運ぶのは大変なもので、当
該寺院で責任をもちて掲額し、その処理報告
と文書で行なふによいこととしたとある。(17)こ
れは宋初のことであるが、恐らくその他の地
方でも、この便法に従つていたと思われる。
無名額の寺觀が勅額を受けると条件を備えて
いるかどうかを調査し判定するのには、実質的

には昇りの属員であった。河南府の「壽聖禪院」
 牒に「は逐昇の巡検、平定軍の「壽聖寺碑」
 には逐昇の場尉を担当した。勅額を有するか
 否かは、壽觀にとつて存留できるか廢毀する
 かの重大な分かれ目であつたから、当然、
 住持の僧道や功德主たる土地の有力者から県
 官に猛烈な運動を行つたに相違ない。

とくに注目されるのは、嘉祐賜額や壽聖寺
 觀の場合、詔勅が發せられてから三、四年後
 になつても、州からの奏請がなされてい

とである。その間に、詔勅を發した當の皇帝
は崩御し、賜額の目的かよの皇帝の祝壽から
追薦に変わってしまった。といふ。壽聖寺觀の勅
文に、

あら申す今日以前、
云々(18)の諸処の各額なき壽觀

とあり、現状において条件に合する無名額壽
院に限定されているにもかかわらず、三、四
年もたつてからその勅額を奏請し、朝廷もま
たこれ承認するといふのは、どういふわけ

であらうか。その内情を伝えたか、
 大宋解州芮城县太安寿聖寺額記（山右一六）であ
 る。

その由より、芮城县忠孝郷の勝境に仙廟があ
 ったか、寺額もなく荒れはてていた。治平四
 年春正月、諸処の名額なき寺院に三十間に及
 ぶ者は、勅に准つて存留し、なお寿聖寺額を
 申請することおぼしめたか、この仙廟は誰も修
 復する者がいなくて、ほとんど廢地になつて
 いた。その年に自懷といふ僧がやつてきて、

こゝを終生の地と定め、好仙の士張延義ら四
人と力をあわせて、錢を集め土木を起こして
、たちまちにして三十余間の伽藍を完成した
。とて正熙寧二年に狀申して名額を請い、次
年三月、詔により壽聖の額を賜わった、とあ
る。このように、太安壽聖寺は賜額の詔勅が
發せられた後にたつて修築をはじめ、としか
落成した時、正奏請し、詔が發せられたから
四年目の三月に、ようやく名額をうけたので
ある。他の壽聖壽觀も同じような経緯によつ

て、再親の如親と縁古ものともみらる。

詔勅が榮せり小ても之れを即時に実施せり

るものではなかつたことは、廢毀の場合でも

同様である。後周世宗の「廢仏令」が出たのが

顯徳二年（九五五）であるのに、五年後の建

隆元年（九六〇）でも、廢毀寺院の數目に入っ

ていたものゝおほお毀すれ初に存留していた。

しかもその間に、有力者と通じて朝廷に対し

停廢を免みれるべく工作する場合があつた。

「黎陽大岷山再准勅不停廢詔」(金石萃編)

二一)は、与うした事実を示す一資料である(20)
。北宋代でも勅額を下賜する一方で、しばし
は無名額勅額を廢毀する詔勅が出されたが、
賜額同様にすくさま実施に移されたものには
なからう。賜額にしても廢毀にしても実施ま
でにはかゝりの時間的余裕もあり、その間にま
まおまじい工作の官府に対してなされたものと
想像される。

宋代では一問以上の存院の私造を許さず
しとの条法も存し(司馬光、論勅額劄子)、

諸寺觀を創造し、壇に戒壇を置人ものは、
 徒二年し（慶元条法事類五一、道釈内二、約
 束）との罰則も定められていた。その小にもか
 かわらず、北宋中期まで寺院私造はさかんで
 あつた。その事情を蘇頌は、前掲の奏状中に
 次の如く述べてゐる。

臣訪聞得したるに、郷村の無名寺宇の衆多

たる所以は、始め僧徒の縁化に因つて屋
 敷間を造り、之を仏堂と謂う。漸次増添
 して、数年たるとする間に、便寺院宇を成

あり。歲月を次第するに既に久しくして
 州県窮究する能わむ。或いは朝廷の推
 恩に遇うに因依り、因つて指して古跡と
 爲し、之が爲に保明奏報す。一たび賜額
 を蒙むれば、則ち永く僧居となる。

はいめほわすぬ仏堂であつたものゝ次第に
 大きくなつて院となり、古跡との州県の保証
 を得て勅額を下賜すれ、れつまとした僧寺に
 なるといふ。最初から大伽藍を構築するのて
 はよいから、これならは寺觀私造の禁に抵触

しぬいわけであり、政府がいくら禁令を出し
 ても、寺院の増加を抑制できなかった所以である
 。ところが地方志の記載では、宋代創建の寺
 院は多くなく、大率、五代以前に建てられて
 北宋代に「今額」に改めたものである。その
 うちは、勅額申請にあたって殊更に古寺と
 いつわり、宋代創建であるのに、建置年代を古
 くしたものがあつたろうことゝ、蘇頌の文章
 からうかがわれる。すなわち地方志に「改今
 額」とあつても、実は創建に等しいのである。

勅額は係帳存観のうちで条件に合するものを
を選んて下賜されたことは、前掲嘉祐七年の
詔で知られる。また賜額に際して中書門下は
祠部に照会し、祠部文帳中の存観に係ること
を確認の上で許可した⁽²¹⁾。山右一四、大雲存牒
など。したがって宋代でも、係帳存観と有
額存観とは同一ではなかつたが、大量に賜額
すべし、またしほしほ有額存観の存留、無額存
観の廃毀を繰り返した結果、ほとんどの係帳即
有額の状態となつた。その小を指して、高雄氏

は「小規模寺院の次第に有願寺に繰り込ま
 れ、従つて有願寺の格式が自然に低下して
 いた」（前掲書六〇頁）とされた。そして、
 このようは勅額が「濫授」が「遂に宋の寺院
 政策として至極乱雑なものになつた」（し左？）
 。（五八頁）のであり、それは「仁宗、英宗
 、神宗にかけての誤れる仏教政策」（六〇頁）
 との見解を示しておられる。確かに唐代を基
 準にして宋代の賜額制度をみると、あるいは
 このような見方にあるのかも知れない——

とも唐代の賜額の制は宋代ほど明らかではないが、宋朝の宗教政策全体のなかでこの賜額のもつ意義を考えれば、やはり賜額の濫授であり、至極乱雑な誤った寺院政策とはいえない。むしろ、勅額を三十間という小庵院にまで下賜することによって、鄉村、山林のみかみまで天子の「恩沢」を浸透せしめ、その代わり、勅額のない寺観は廢毀して「姦盜」の巢となるのを防止する意図を、宋代の賜額制はもっていた。係帳寺觀加即寺有額寺觀

であつたことは、國家の統制があらゆる中を存続に及んだことを示してゐるのである。そして南宋になると、寺院の廢絶が多くなり、創建の寺院は廢絶を移して掲げることが多かつた。したがつて高雄氏の見解とは逆に、宋朝の寺院政策は唐代以上に整備強化され、寺院は完全に國家の統制下に置かれたとみるべきである。

六、おわりに

宋代の寺院制度は、勅額有無の別のほか、

住持制の上からは十方寺院と甲乙徒弟院の区
別があり、また宗旨によつて十方寺院に禪、
教、律院の種別を設けて、僧道免丁錢の賦課
基準とした。これらの制度についても、高雄
論文に概述を小している。さらに加えるならば
、禪刹について五山十刹制を小く小たのも
南宋のことであつた。⁽²²⁾ ころした諸種の區別を
寺院に設けること自体、宋朝の寺院対策が前
代以上に徹底していたことを物語るものであ
る。たがそのたが、政府にとつても、また

寺院にとつても、もつとも重要な意味をもつ
 ていたのは、賜額の制であつた。勅額の有無
 がその寺院の存廢にかかわつたからであり、
 はじめに述べたように、寺院における勅額は
 僧尼における度牒に等しい役割をもつていた
 のである。

ところで金朝では、軍事費捻出のための一
 方策として、大定初年（一一六一）より度牒、
 紫衣師号とともに、寺觀の名額を発売した。
 その内容については、野上俊静「金の財政難

と宗教々団（東洋史研究四一六、一九三九年、
日遼金の仙教と所収）、今井秀周「金朝に於
ける寺觀名額の發賣」（東方宗教四五、一九七
五年）があり、後者はこれに關する石刻資料
をまとめている。これは宋代には行われなか
った政策である。たゞ売牒が政府の手で行わ
れる以前に、地方官庁でこれか度牒を売り
さばっていたように、賜額奏請に際しても、
州縣が寺觀からいくばくかの上納金を徴收し
ていた可能性は、宋代でも考えられまいこと

はない。北宋中期における連年の賜額も、単に天子の恩沢という表向き理由からだけではない。その裏に財政上の必要性があったとみる方が、理解しやすい。しかし今のところ、そうしる事情を示唆する資料は見出せない。今後さらに探究すべき問題である。

いま一つ、宋代に寺院統制を強化させたといっても、私造の寺院はなくなつたわけではない。ことに三十間未満の小規模な庵院や仙堂は、南宋になつてかえつて増加したと

みられる。次章で述べる墳庵はこの部類に入るものである。さらに遠懐の宗教団体として弾圧をうけた白雲宗や白蓮宗などの伝道所というのも、無類の庵堂であった。官憲は後者のような庵堂を不埒の建物として打ちこわすのに努めたが、根絶することはできなかった。南宋の末期になると多くなった。たよるである。白雲宗等の活動については、第七章で詳述する。